

令和7年度
児童相談所業務概要
(令和6年度実績)

鳥取県福祉相談センター
(鳥取県中央児童相談所)

鳥取県倉吉児童相談所

鳥取県米子児童相談所

児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

昭和26年5月5日宣言

児童の権利に関する条約（主な内容）

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていく必要があります。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

平成6年5月22日発効

目 次

I	児童相談所の概要	1
1	児童相談所の業務	1
2	児童相談の流れ	2
3	相談の種類及び主な内容	3
4	援助の種類及び主な内容	4
5	鳥取県内児童相談所及び管内状況	5
6	組織と業務	6
II	相談業務の概要	9
1	相談状況	9
	（1）相談受付件数	9
	（2）相談の種別	10
	（3）相談の経路	10
	（4）指導・措置の状況	11
2	各種相談の状況	12
	（1）養護相談	12
	養護相談のうち児童虐待相談の状況	13
	（2）保健相談	14
	（3）障がい相談	15
	（4）非行相談	16
	（5）育成相談	18
III	判定業務の概要	19
1	心理診断の状況	19
2	心理療法の状況	20
3	療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定、診断、証明	20
IV	一時保護業務の概要	21
1	一時保護児童の人員	21
2	一時保護児童の相談種別	22
3	年齢別受付件数	23
4	一時保護後の処遇	23
V	各種事業の状況	24
1	巡回相談	24
2	在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導	24
3	こども電話相談事業	24
4	ヤングケアラー支援	25
5	児童虐待防止対策事業	25
6	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	26
7	認定制度	27
8	その他の事業	27
VI	統計資料	30
1	経路別相談受付件数	30
2	年齢区分別・相談受付件数	31
3	相談処理件数	33
4	児童虐待相談状況（処理件数）	35
5	調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況	37
6	一時保護状況	37
7	児童福祉施設等入退所状況	38
VII	その他資料	39
1	県内児童福祉施設等一覧	39
2	障がい児（者）のための各種制度案内	40
VIII	各種相談窓口のご案内	43

I 児童相談所の概要

1 児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第12条の規定に基づき、児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、児童が心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。主として次のような業務を行っています。

相 談

児童に関する様々な問題について、家庭・学校・市町村等からの相談に応じています。

調 査 ・ 診 断 ・ 判 定

児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行っています。

一 時 保 護

家庭での養育が困難な場合、虐待等により緊急に児童の保護が必要な場合、適切な処遇指針を決定するため行動観察を行う必要がある場合、短期間のカウンセリング、生活指導等が必要な場合に、児童の一時保護を行います。

また、状況によっては児童福祉施設等に一時保護を委託しています。

援 助 決 定

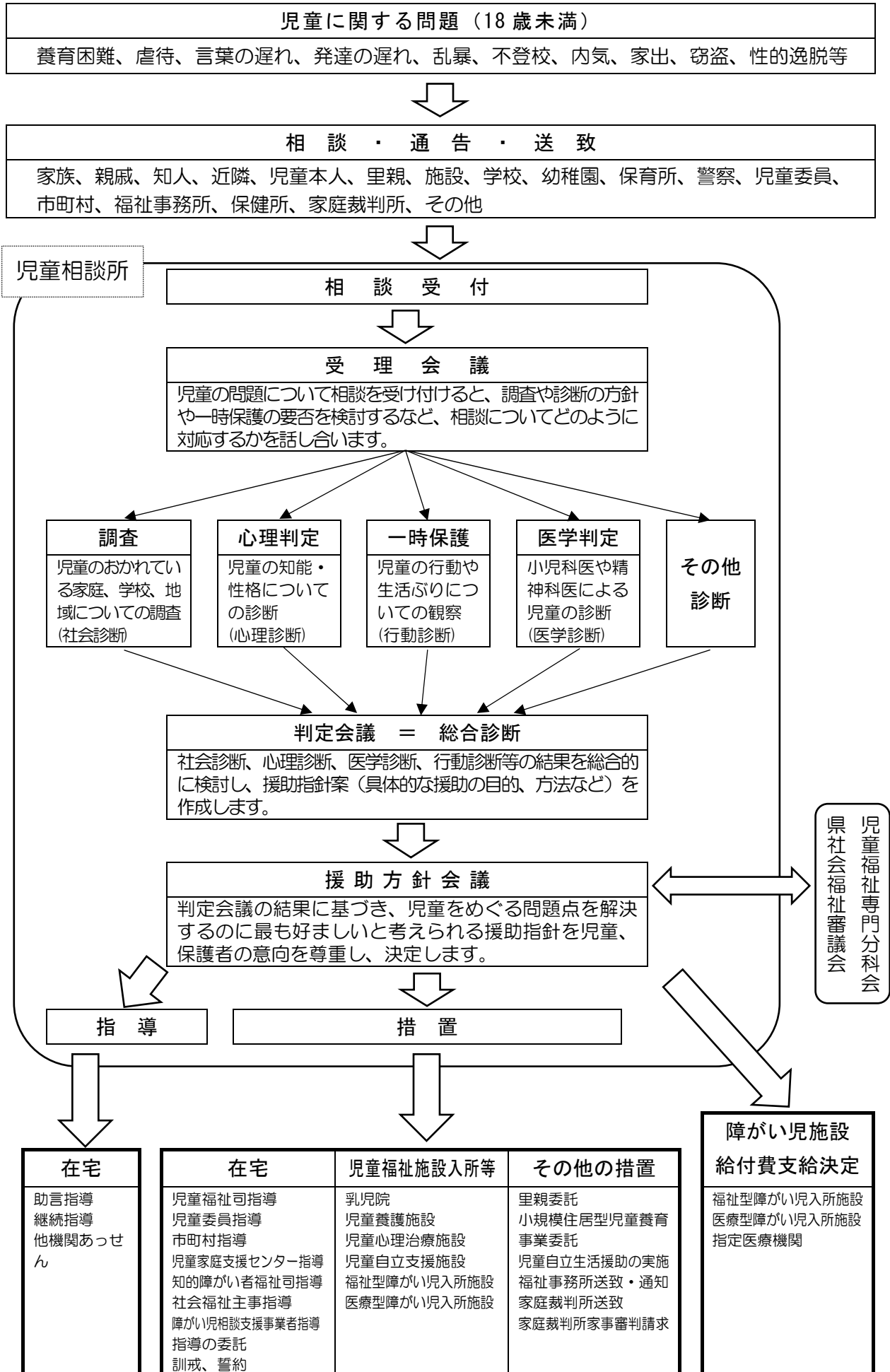
受けた相談について、調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助方針を決めます。その際、児童の気持ち、保護者等の意見や社会資源等の条件を考慮して支援をしていきます。

支援の内容としては、在宅指導（継続指導・児童福祉司指導等）や場合によっては児童福祉施設・里親への措置もあります。

市 町 村 支 援

児童の福祉に関する市町村の業務に対して、必要な援助を行っています。

2 児童相談の流れ



3 相談の種類及び主な内容

養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障 が い 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等、視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条により通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		いずれにも該当しない相談。

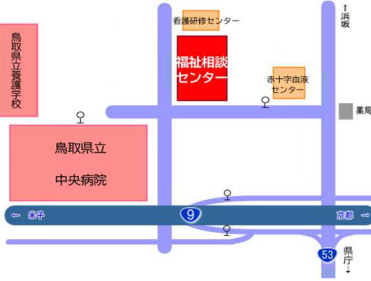
4 援助の種類及び主な内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導	
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）	
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介	
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導	
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託	
		市 町 村 指 導	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童の身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託	
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託	
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託	
		障がい者等相談支援 事業を行う者による指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導	
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）。	
	そ の 他 の 措 置	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託		家庭で児童の養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、児童の状態により適切な施設を紹介し、入所させる。
			里 親 ・ 小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 委 託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模住居型児童養育事業者へ養育委託する。
			児童自立生活援助措置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。
			福 祉 事 務 所 送 致 等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う。
			家 庭 裁 判 所 送 致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う。
			家庭裁判所家事審判請求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う。
障がい児施設給付費支給決定			障がい児施設等への利用の決定を行う。	

5 鳥取県内児童相談所及び管内状況

鳥取県には、東部、中部、西部の3地域に児童相談所が設置されています。



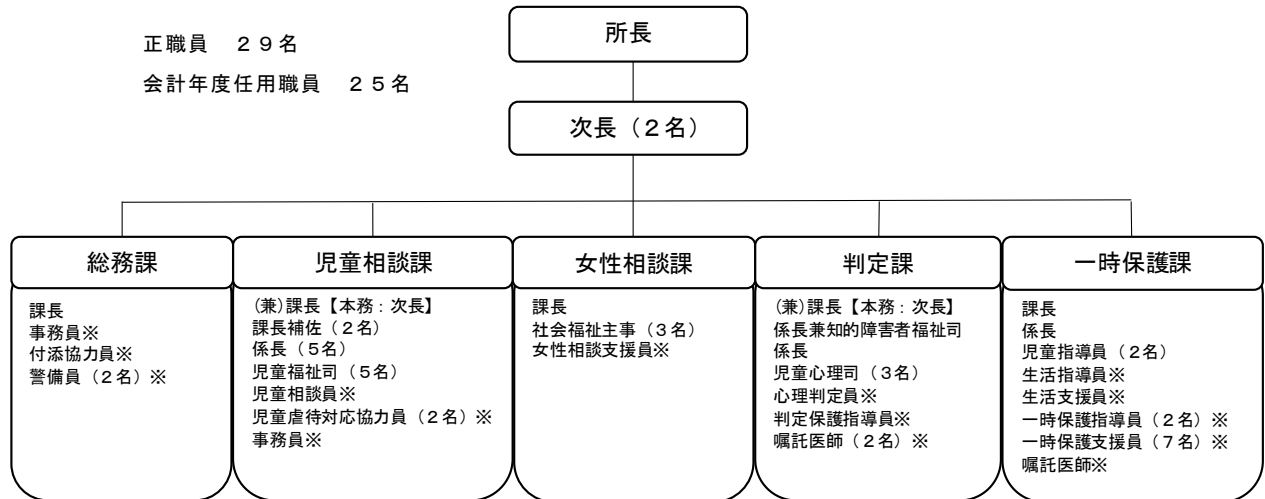
児童相談所	米子児童相談所	倉吉児童相談所	福祉相談センター (中央児童相談所)
所在地	〒683-0052 米子市博労町4-50 	〒682-0881 倉吉市宮川町2-36 	〒680-0901 鳥取市江津318-1 
連絡先	電話：0859-33-1471 FAX：0859-23-0621 メール： yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagojidou/	電話：0858-23-1141 FAX：0858-23-6367 メール： kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/	電話：0857-23-1031 FAX：0857-21-3025 メール： fukushisodan@pref.tottori.lg.jp ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisoudan/
管轄地域	鳥取県西部 (米子市、境港市、西伯郡、日野郡)	鳥取県中部 (倉吉市、東伯郡)	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)
	面積：1,208.5k㎡ 人口：229,722人 世帯数：92,902世帯 児童数：34,864人	面積：780.4k㎡ 人口：99,193人 世帯数：36,977世帯 児童数：15,313人	面積：1,518.2k㎡ 人口：224,492人 世帯数：89,863世帯 児童数：33,890人
県全域	面積：3,507.14k㎡ 人口：553,407人 世帯数：219,742世帯 児童数：84,067人 資料：「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」「令和2年国勢調査」		

6 組織と業務

福祉相談センター（中央児童相談所）（令和7年4月1日現在）

【組織】

育児等休業中の職員および家庭支援課駐在職員を除く。



※は会計年度任用職員、特別非常勤職員

【各課の業務】

総務課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児童相談課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女性相談課

- ・困難な問題を抱える女性やDV被害者等に係る相談、調査、保護、援助

判定課

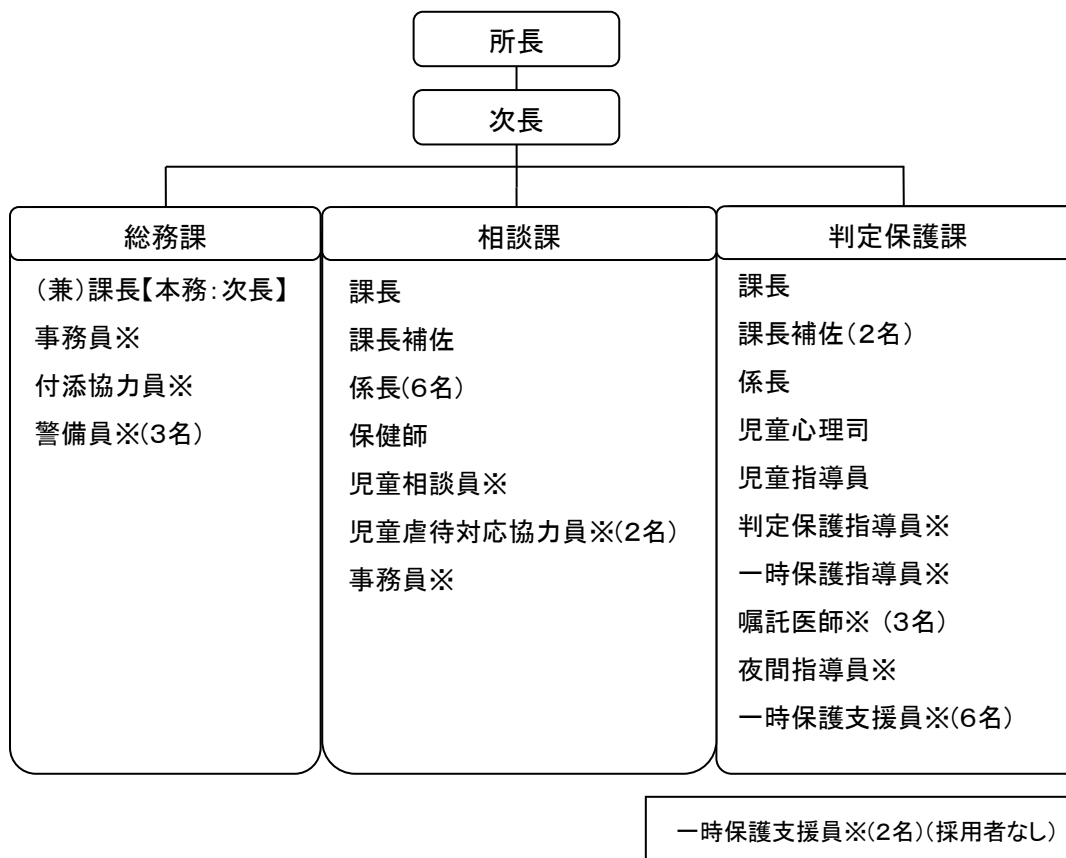
- ・児童に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
- ・知的障がい者に係る相談及び判定

一時保護課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・暴力被害等女性の一時保護

倉吉児童相談所（令和7年4月1日現在）

【組織】



※は会計年度任用職員、特別非常勤職員

【各課の業務】

総務課

- ・予算、決算、出納、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

相談課

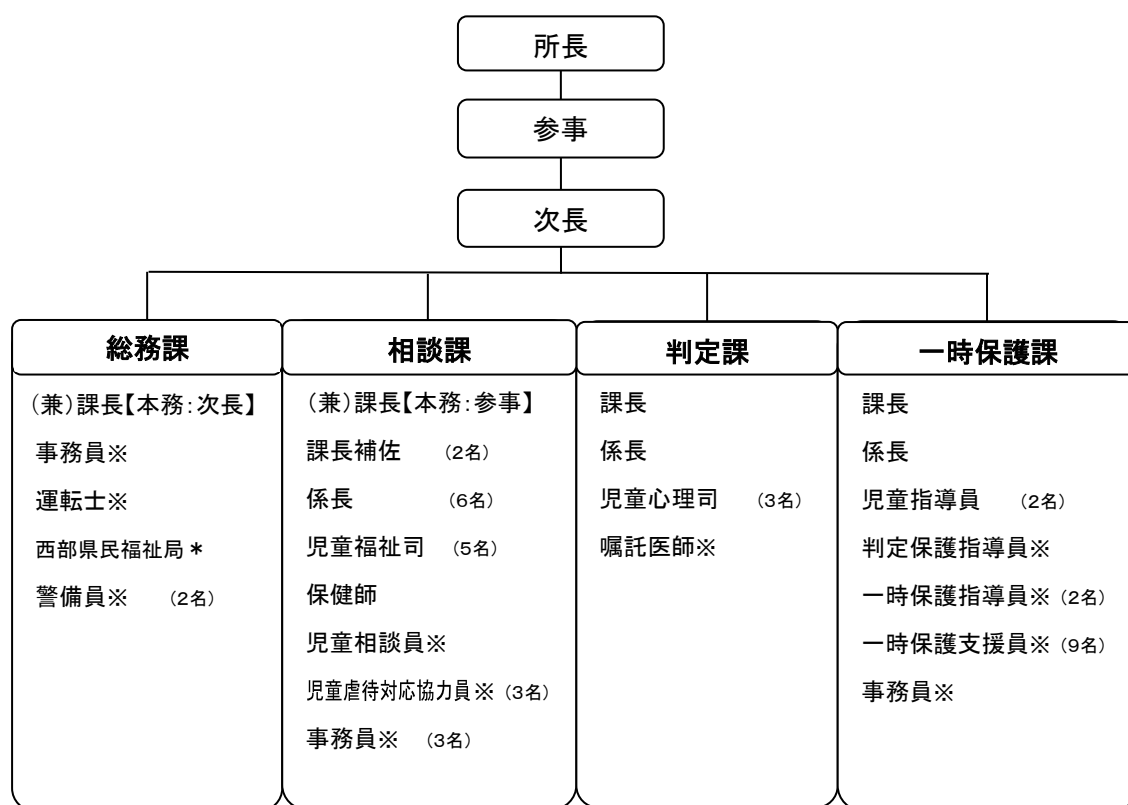
- ・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判定保護課

- ・児童・保護者等に対する心理判定、児童・保護者等に対する治療指導、保護者への助言指導
- ・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

米子児童相談所（令和7年6月1日現在）

【組織】



※は会計年度任用職員、特別職非常勤職員

*は兼務職員

【各課の業務】

総務課

- ・人事、予算、庁舎管理、文書管理等
- ・庶務一般、会計一般、庁舎警備、夜間及び休日の緊急電話取り次ぎ
- ・措置費負担金徴収事務

相談課

- ・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導、措置費負担金事務、電話相談

判定課

- ・児童・保護者等に対する心理診断、児童・保護者等に対する心理治療、保護者への助言指導

一時保護課

- ・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

Ⅱ 相談業務の概要

相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

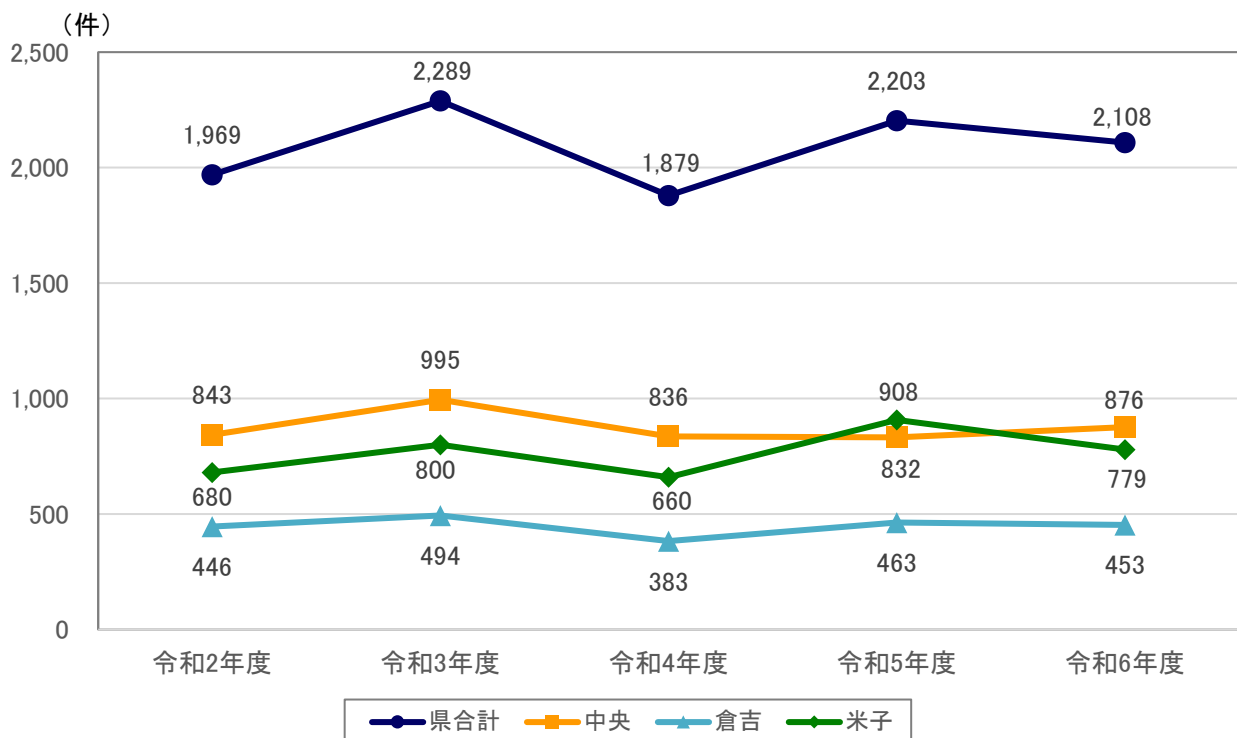
指導・措置等

調査結果から導き出された社会診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童に関わる問題の解決に最も効果的と考えられる援助指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

1 相談状況

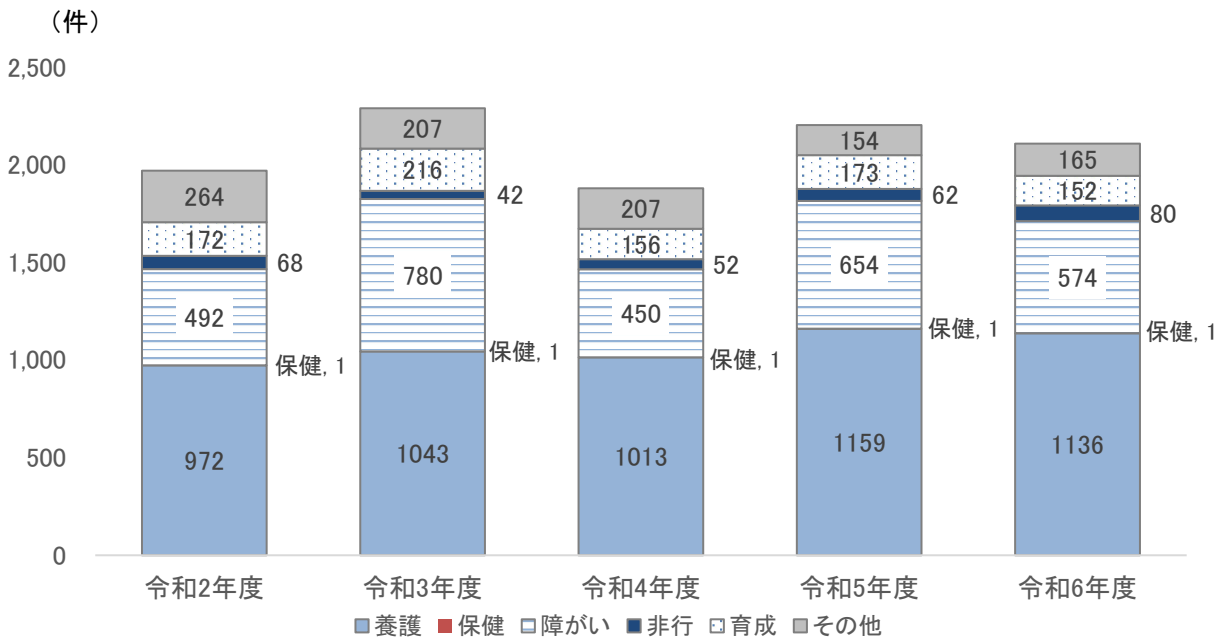
（１）相談受付件数

令和6年度の鳥取県内の児童相談所における相談受付件数は2,108件でした。



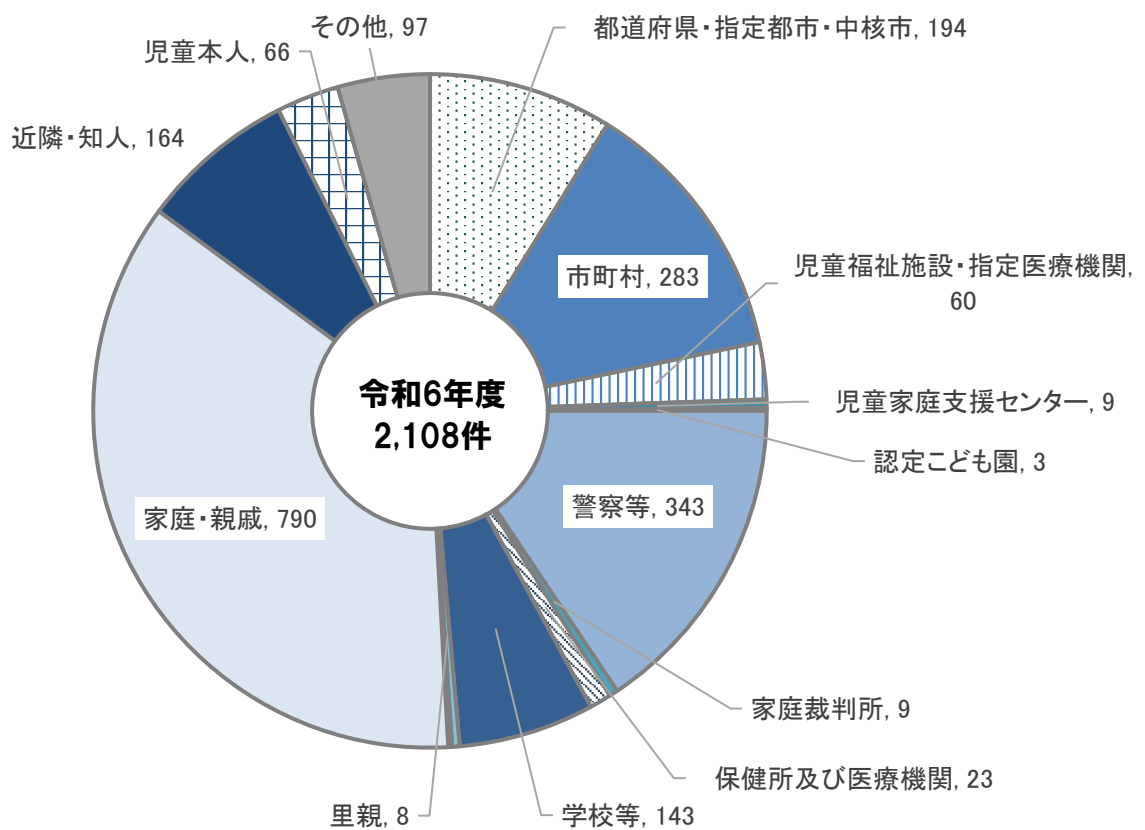
(2) 相談の種別

相談種別は養護相談が最も多く、次いで障がい相談となっています。



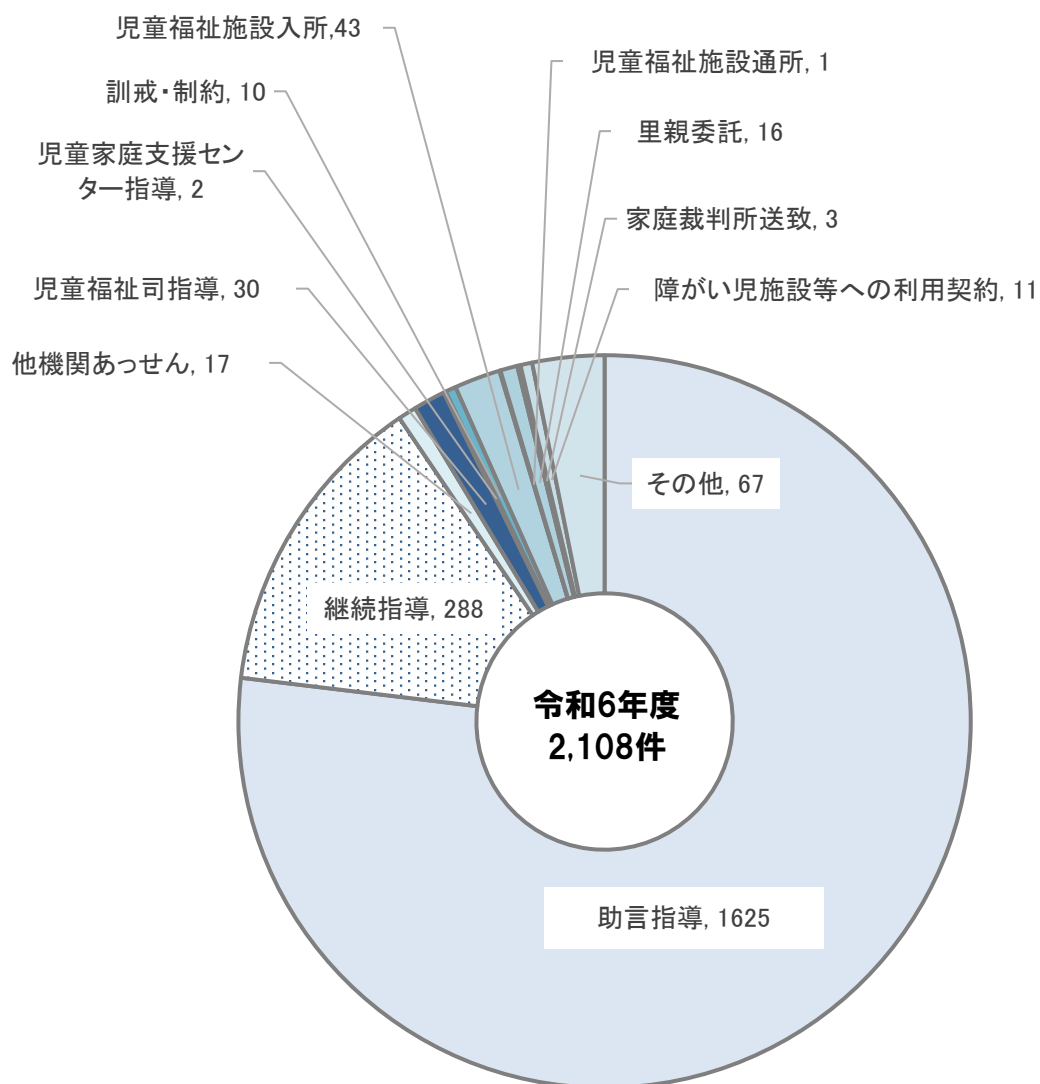
(3) 相談の経路

相談経路は、家庭・親戚からの相談が最も多く、790件でした。



(4) 指導・措置の状況

助言指導が 1,625 件で最も多く、次いで継続指導が 288 件となっています。



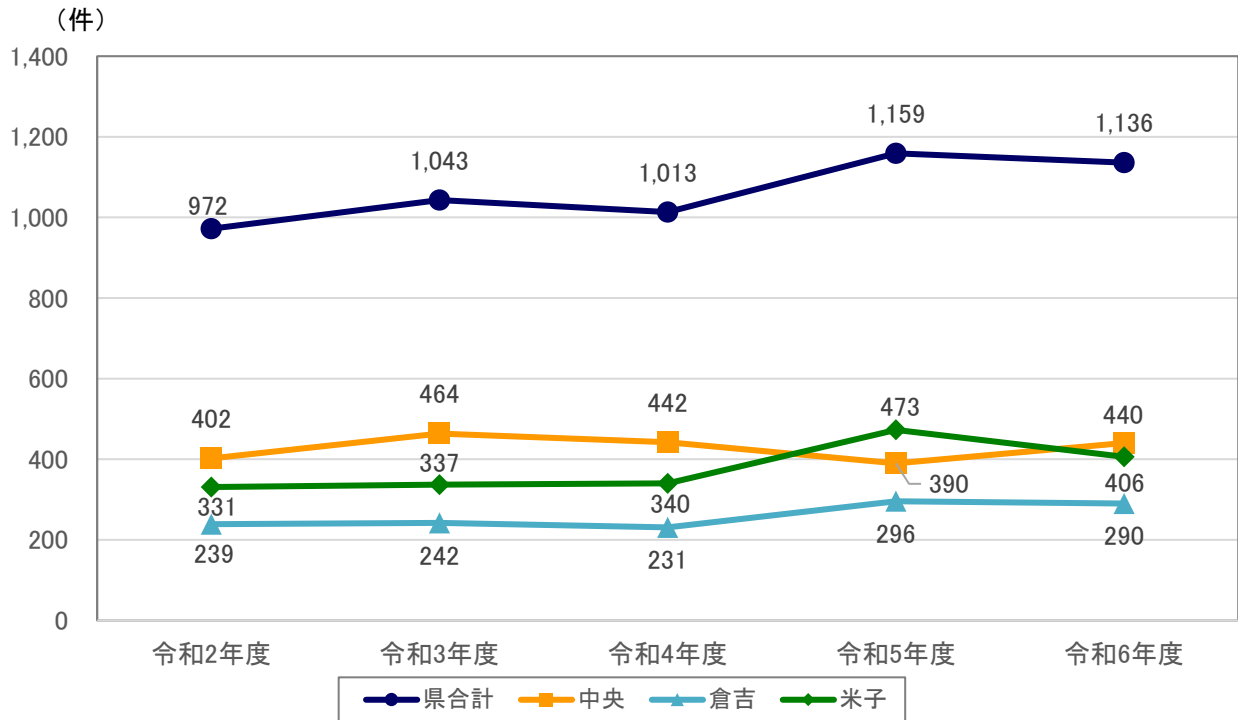
2 各種相談の状況

(1) 養護相談

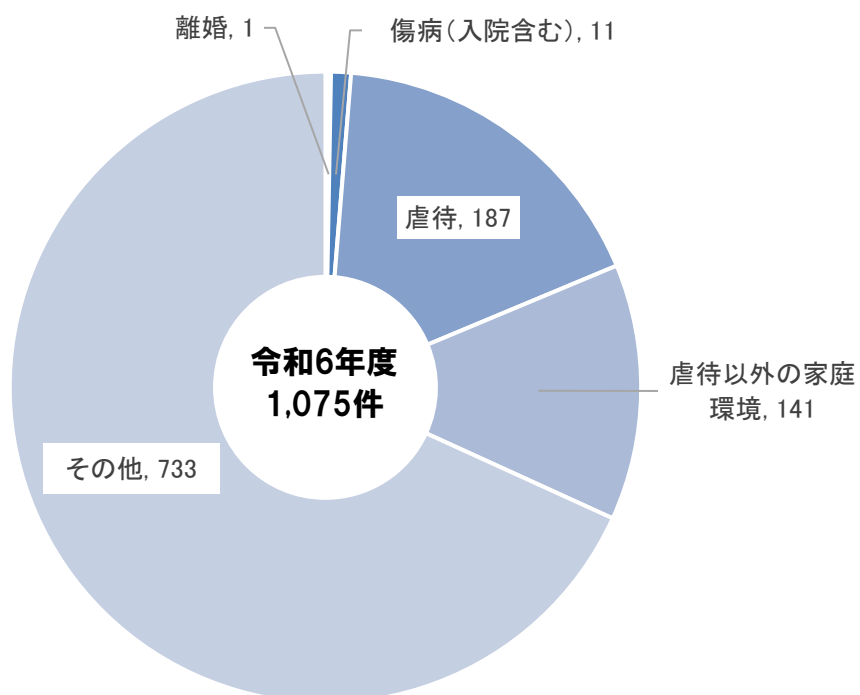
令和6年度の養護相談受付件数は1,136件で、相談種別の中で最も多い相談となりました。

令和6年度中に処理をした養護相談の内容は、虐待相談が187件で最も多く、次いで虐待以外の家庭環境による相談が141件となっています。

ア 養護相談推移（受付件数）



イ 養護相談種別（処理件数）

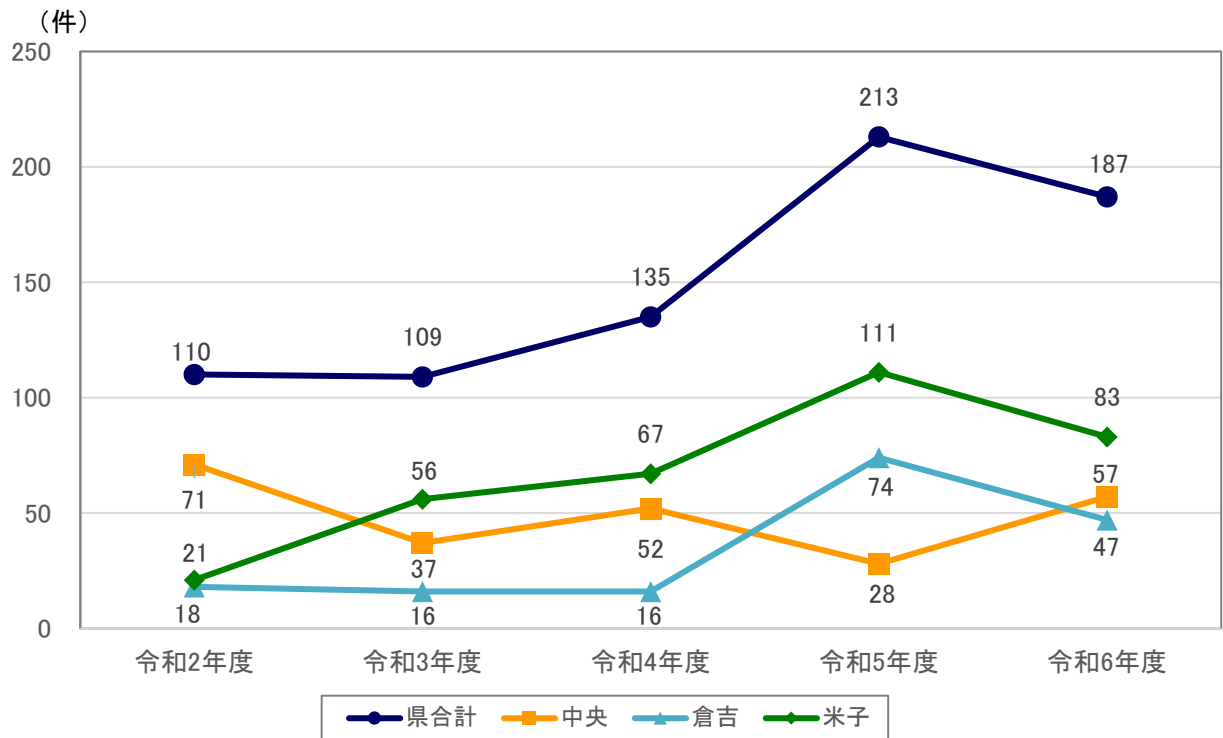


ウ 養護相談のうち児童虐待相談の状況

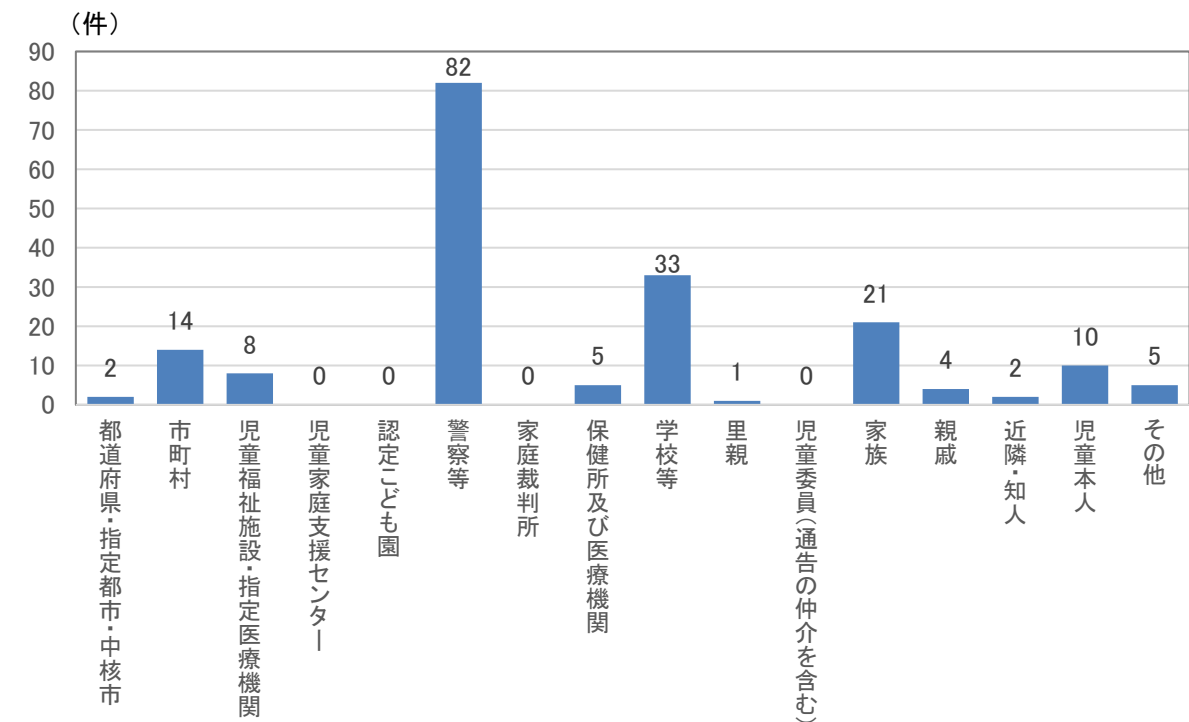
令和6年度の相談件数は187件でした。主な虐待内容は心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待となっています。年齢別では7～12歳が被虐待児の約49%で、虐待者は実母が最も多くなっています。

相談に対する処理は、面接指導（助言指導、継続指導、他機関あっせん）が168件で全体の約89%となっています。

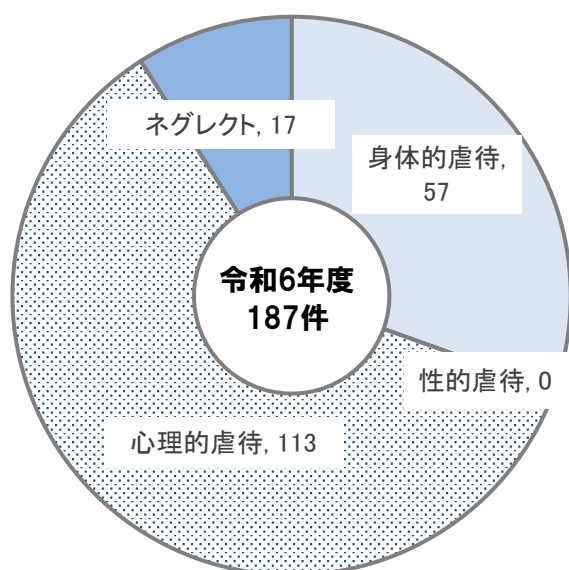
（ア）虐待相談件数推移



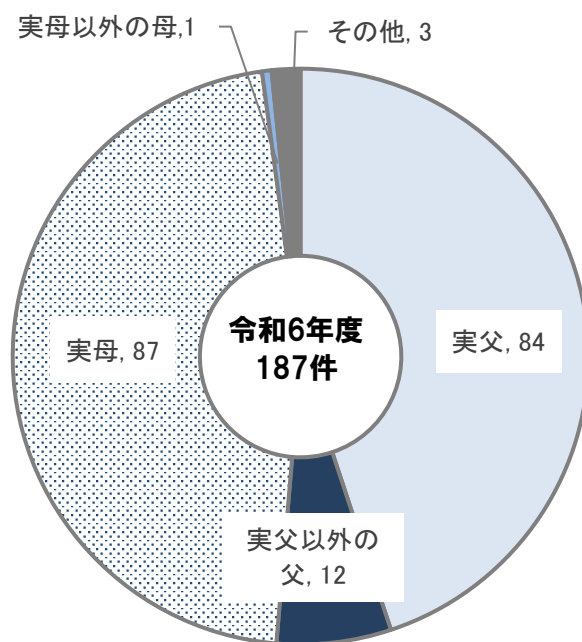
（イ）経路別相談件数



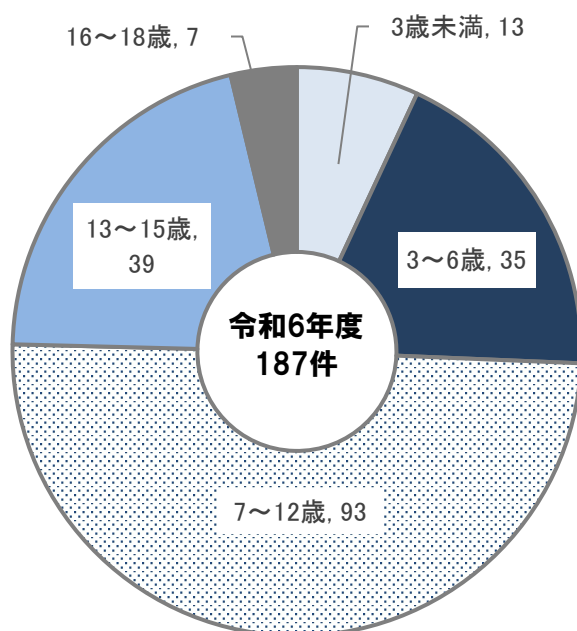
(ウ) 虐待の種別



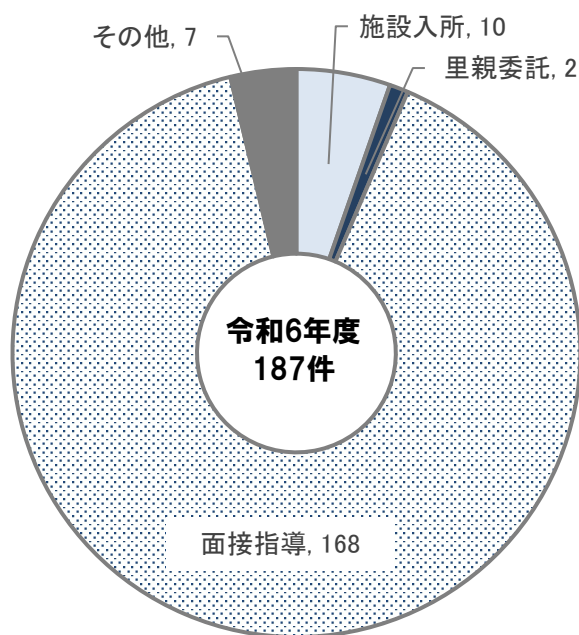
(エ) 主たる虐待者



(オ) 被虐待児の年齢



(カ) 虐待相談処理



(2) 保健相談

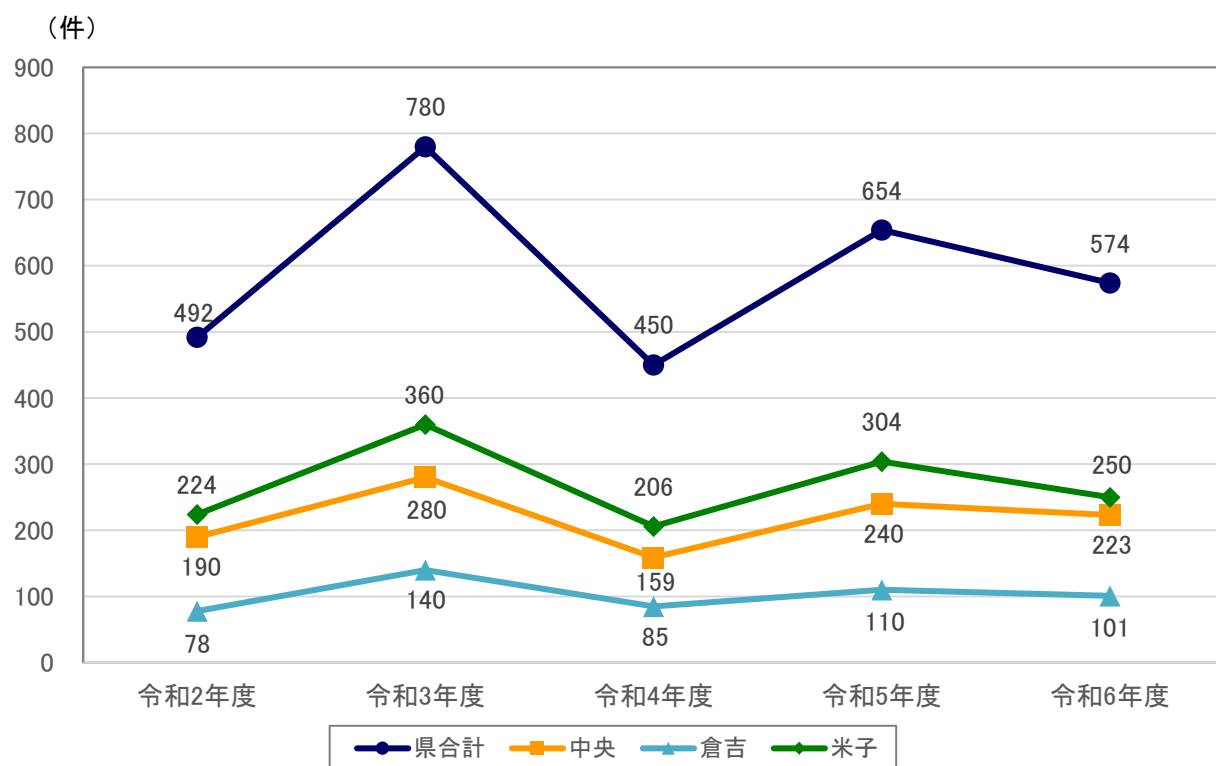
保健相談は身体的に弱いなど、様々な疾患で養育指導上特別の配慮等が必要な児童についての相談です。令和6年度の相談件数は1件でした。

(3) 障がい相談

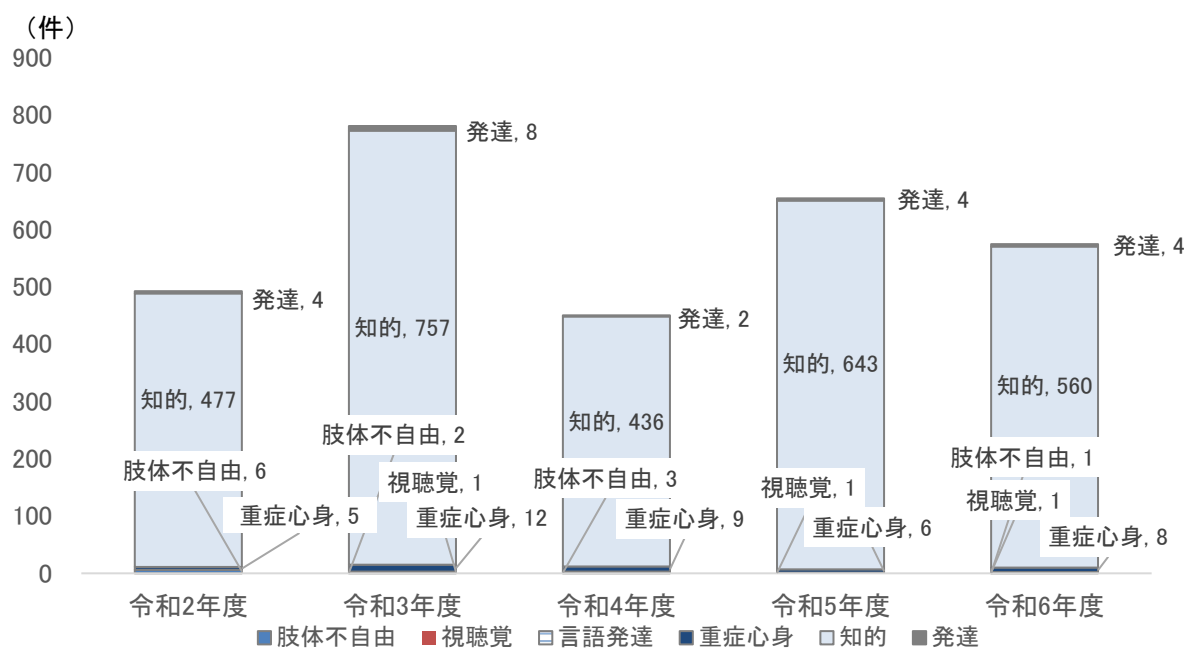
令和6年度の障がい相談は受付件数が574件でした。

障がい相談の内容別では、知的障がい相談が最も多く全体の約97%となっています。

ア 障がい相談件数推移



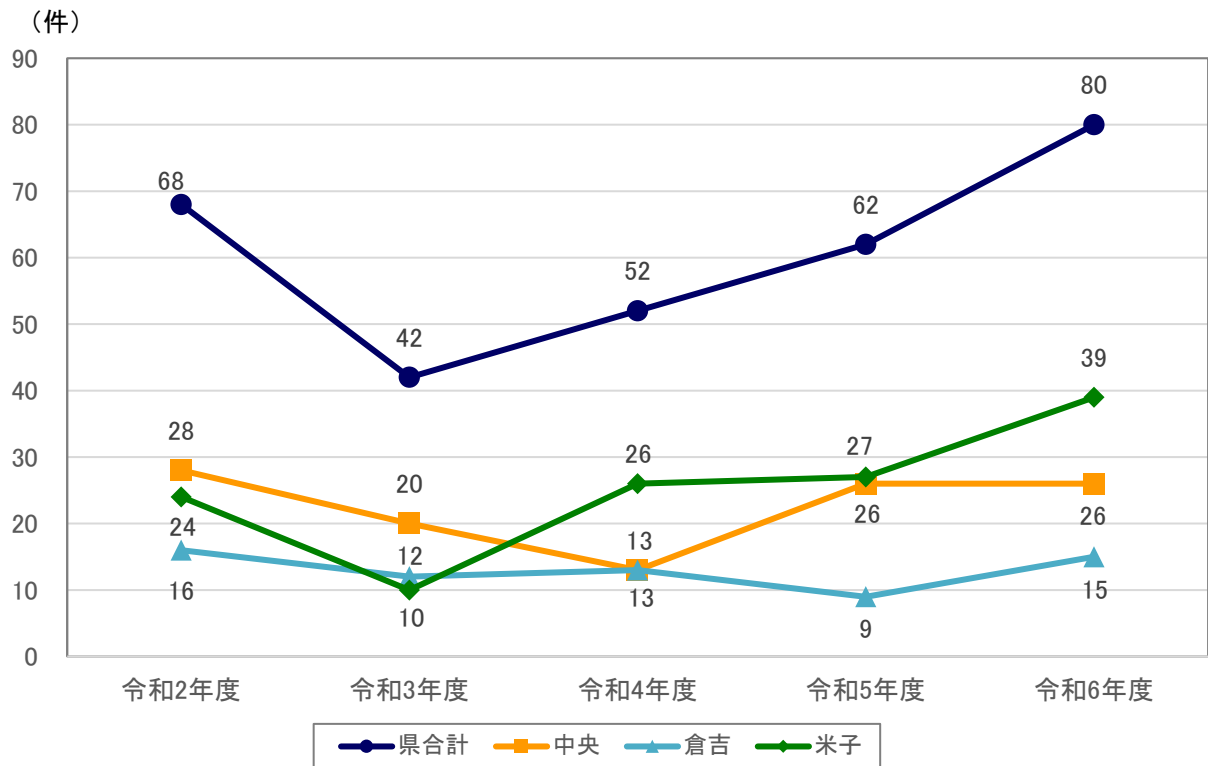
イ 障がい相談種別



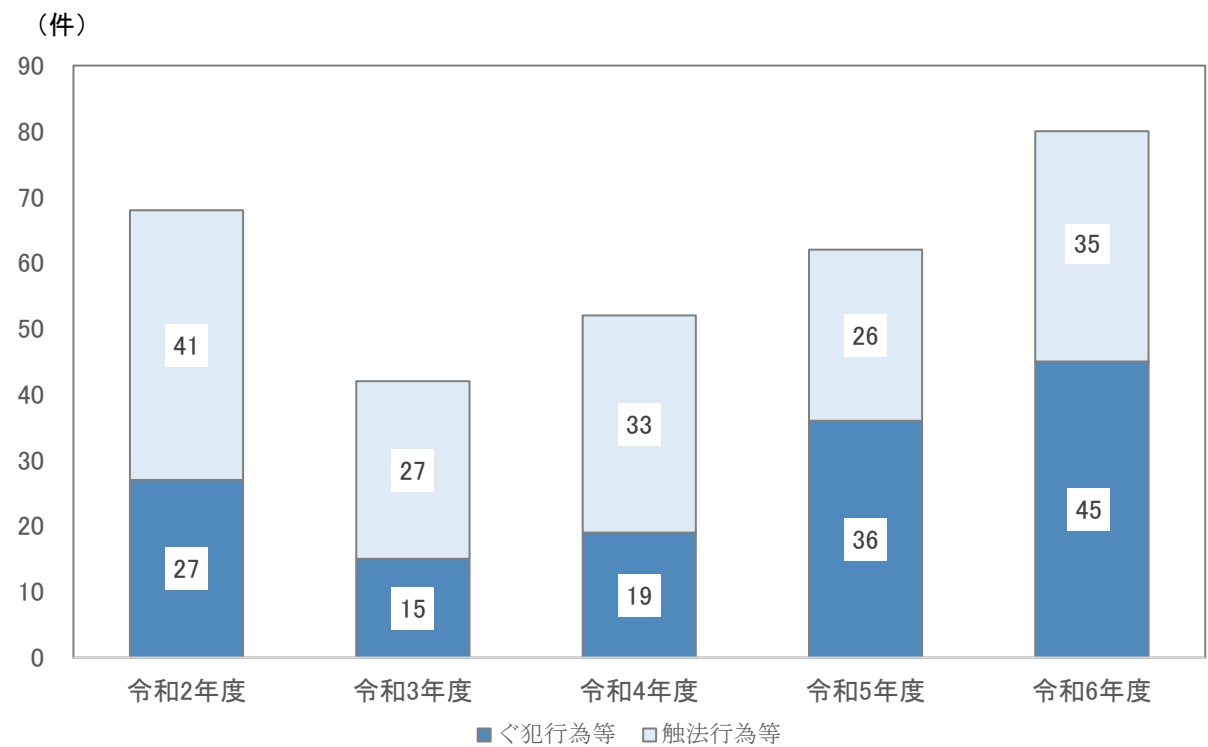
(4) 非行相談

非行相談には、家出、乱暴、不純異性交遊などのぐ犯行為等相談と、窃盗、暴行傷害等により警察や家庭裁判所から通告・送致を受けた児童についての触法行為等相談があります。

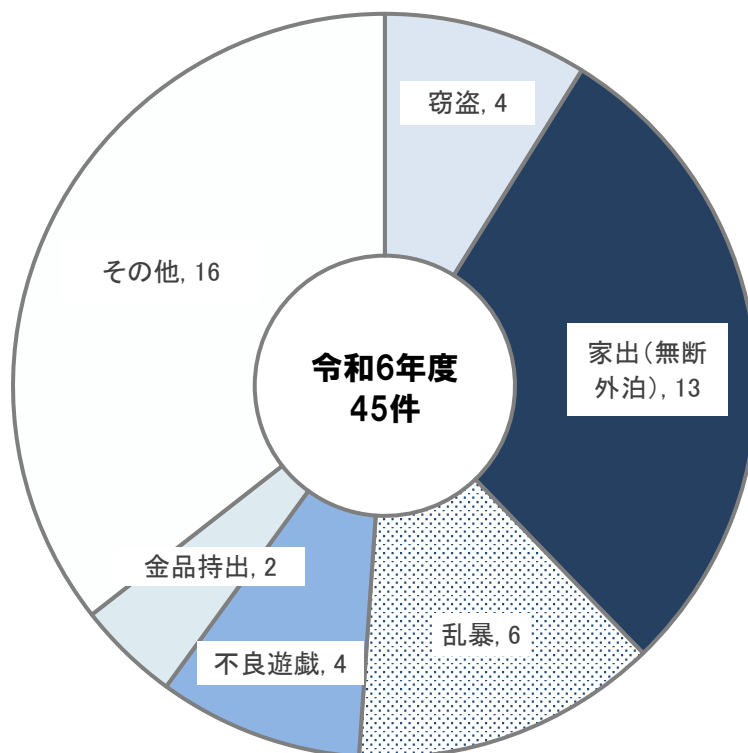
ア 非行相談件数推移



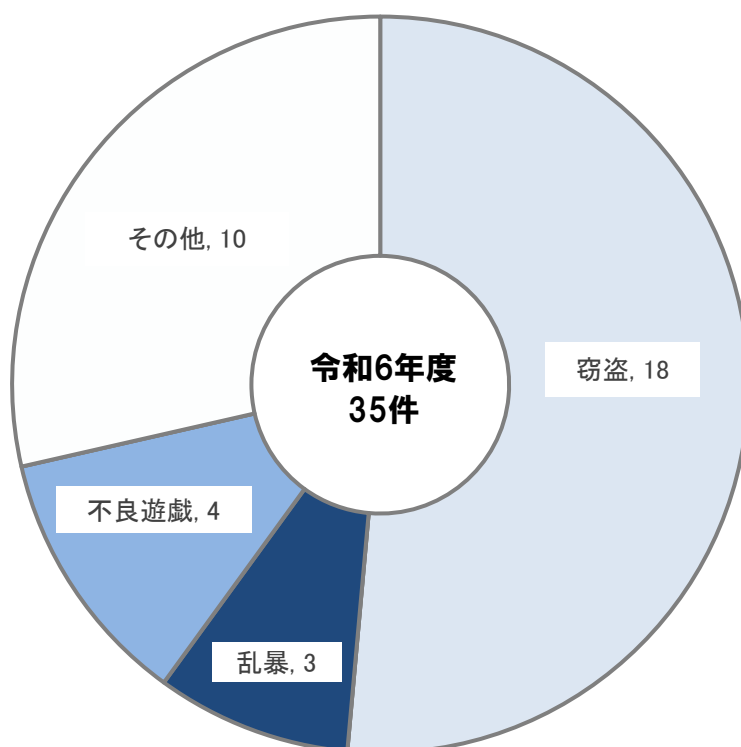
イ 非行相談種別



ウ く犯行為等相談内容



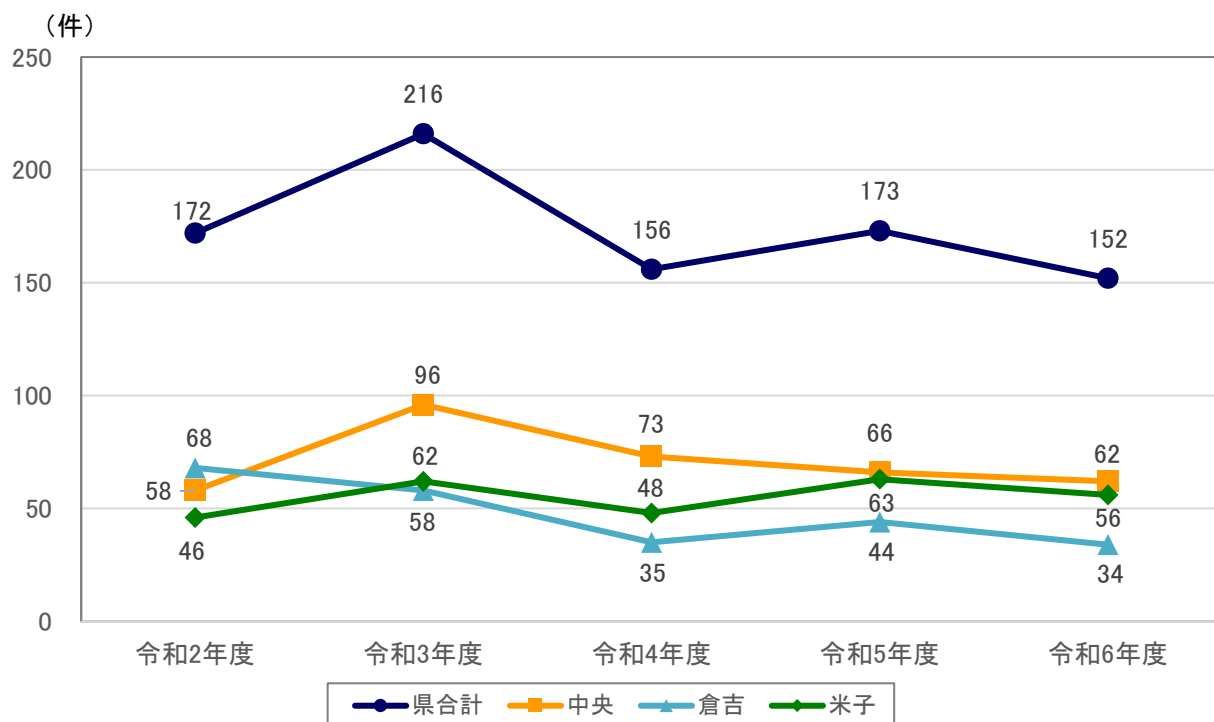
エ 触法行為等相談内容



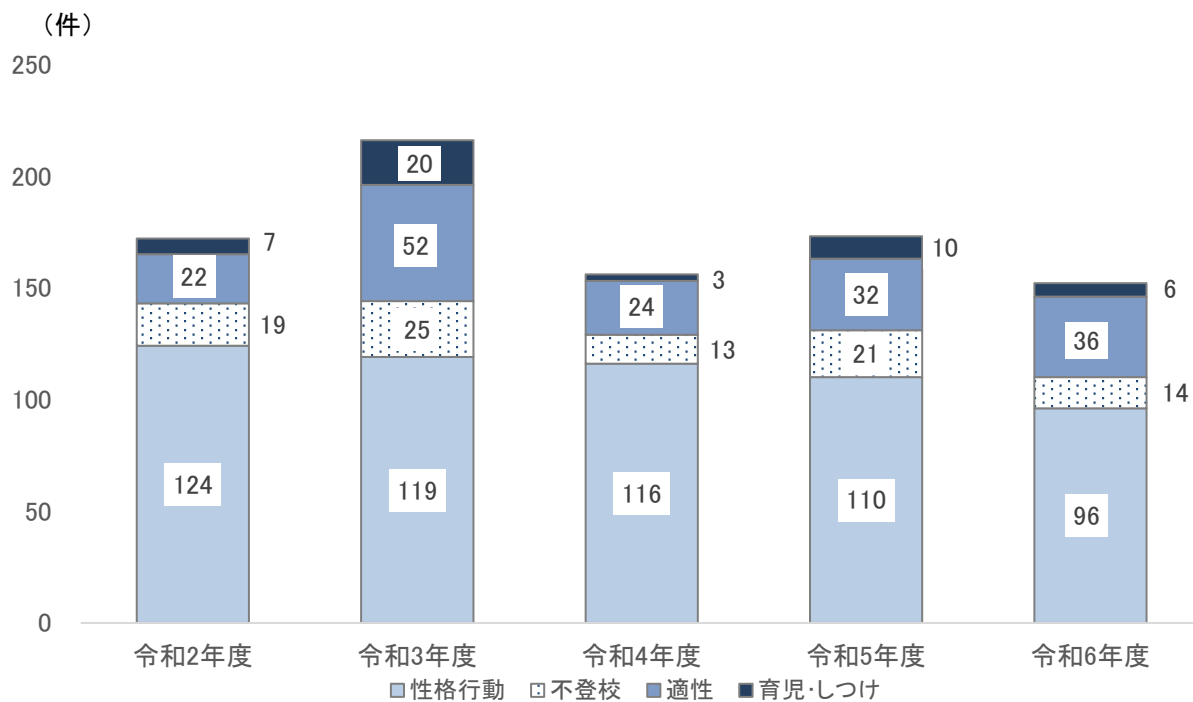
（５）育成相談

育成相談の種類別では、落ち着きがない、内気等、児童についての性格行動相談が最も多く全体の63%を占め、次いで、適性相談が約23%となっています。

ア 育成相談件数推移



イ 育成相談種別



Ⅲ 判定業務の概要

判定業務

判定業務には主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。そのほかに、療育手帳に係る判定や知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

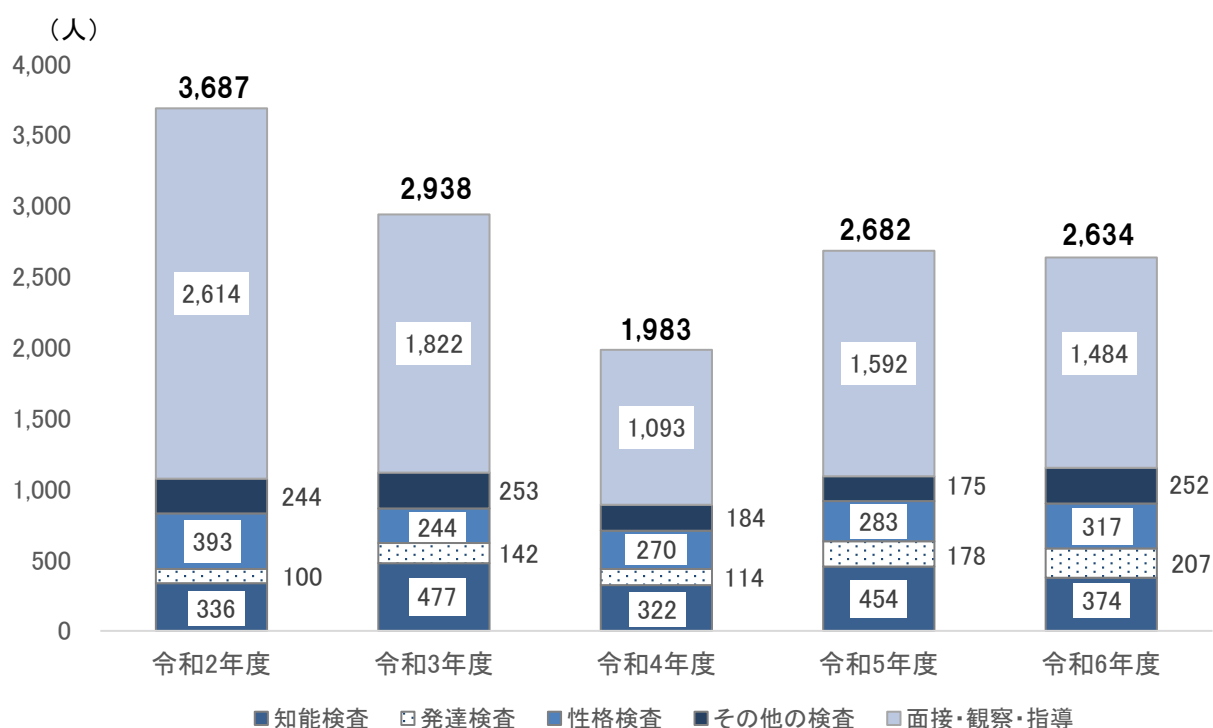
心理診断

相談のあった児童や保護者等について、知能検査、発達検査・面接など心理判定（診断）を行い、児童等の心理的な状況を把握し、援助方針決定の際の判断材料とします。

心理療法

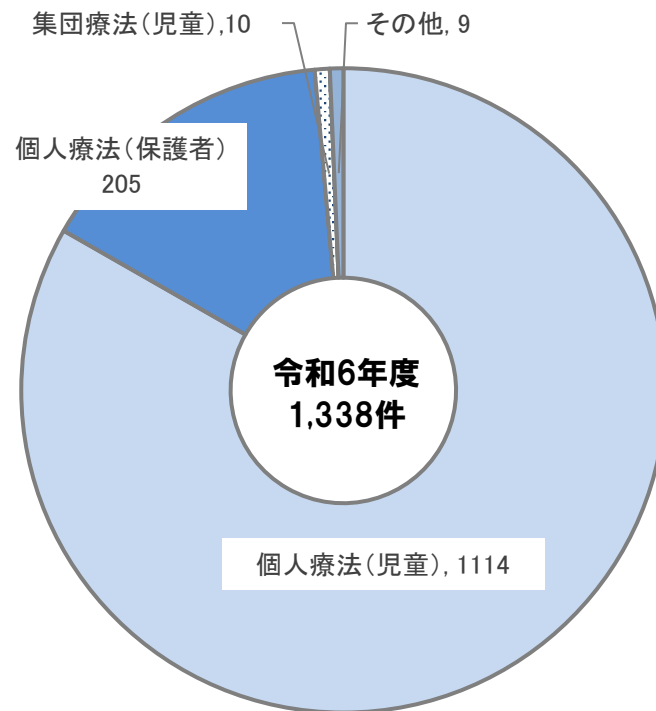
心理的なケアが必要な児童や保護者等に対して、遊戯療法やカウンセリングなど個人又は集団による心理療法を行います。

1 心理診断の状況

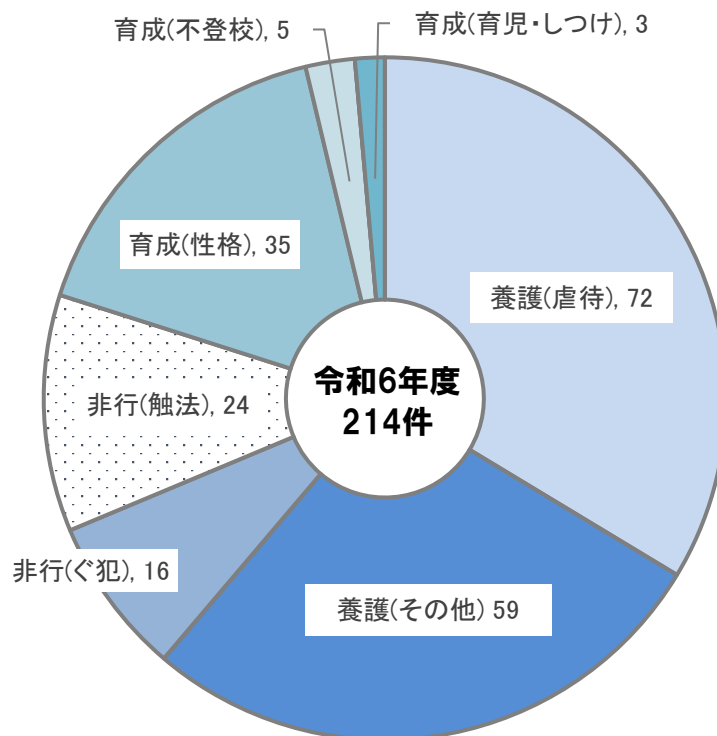


2 心理療法の状況

(1) 実施延べ件数



(2) 相談種別 (実件数)



3 療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定、診断、証明

(件)

特別児童扶養手当			療育手帳			その他
診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
11	66	77	169	152	321	130

Ⅳ 一時保護業務の概要

一時保護業務

児童相談所では、家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護施設での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

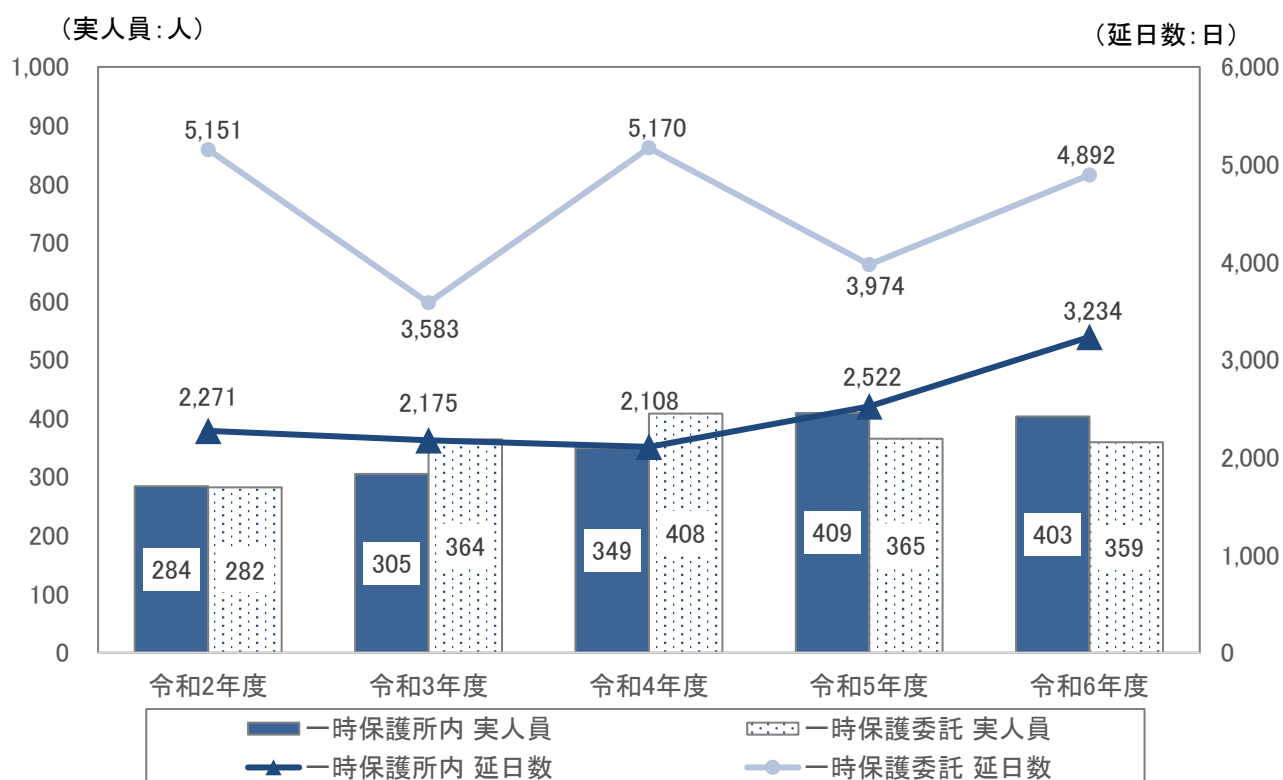
- ・緊急保護……虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により児童を保護する必要がある場合
- ・行動観察……適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合
- ・短期入所指導…短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による支援が困難又は不適当と判断される場合

一時保護施設

一時保護施設は、児童相談所に併設されており、保護を必要とする児童を一時的に保護する施設です。一時保護中の児童は、規則正しい生活をして、学習・スポーツ・制作活動・簡単な作業・レクリエーション等を行います。その間に、児童の日常生活における身辺整理、対人関係、学習態度、遊び、興味関心、社会性等の把握に努め、援助方針決定の際の判断材料の一つとし、児童の生活がより良いものとなるよう考えていきます。

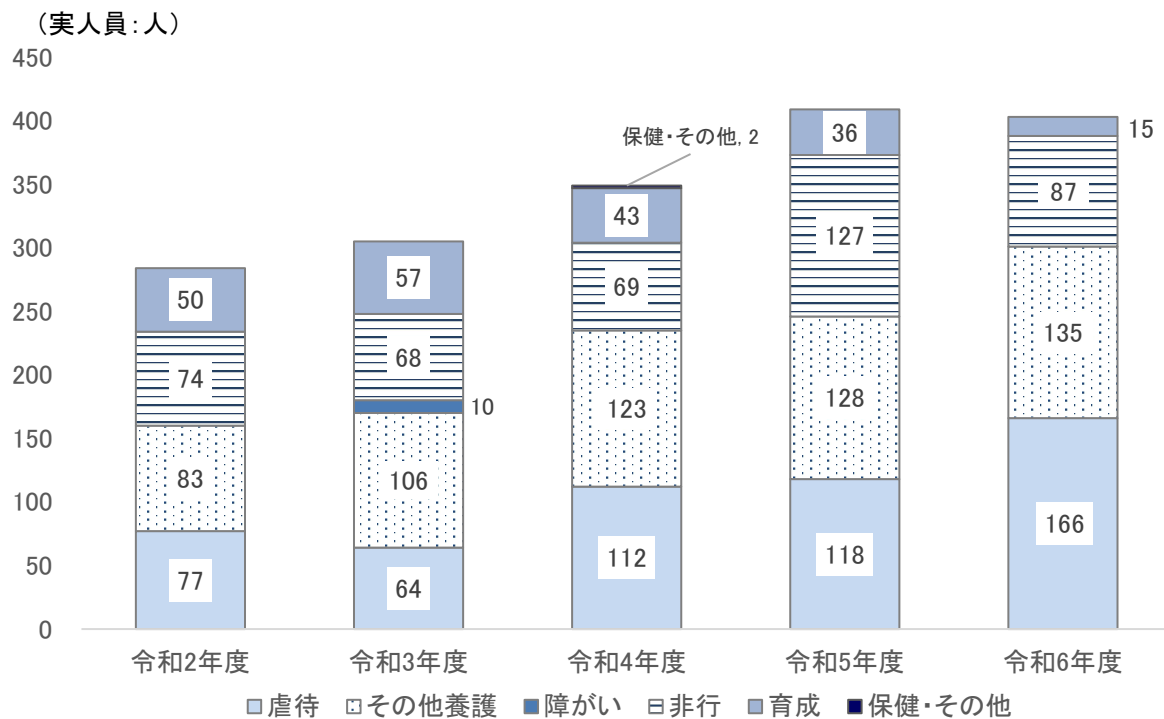
また、一時保護の間、児童の心理的状況を把握するため、必要に応じ判定部門による心理判定も行われます。

1 一時保護児童の人員

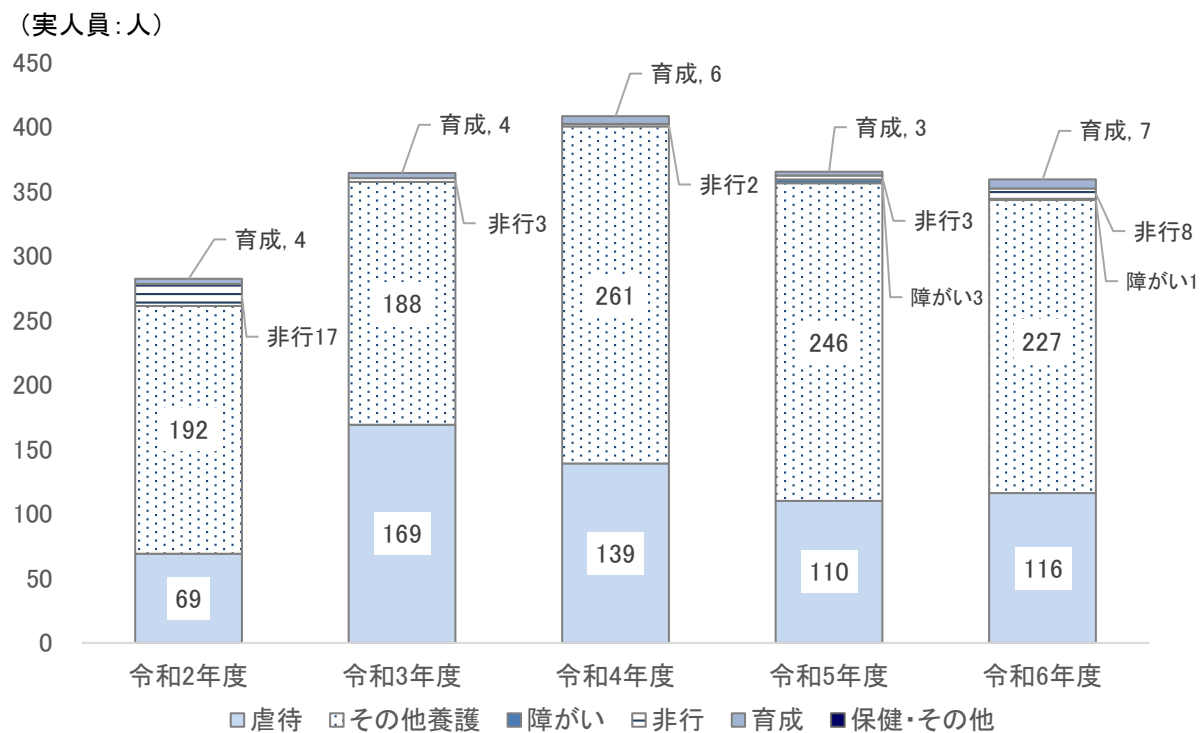


2 一時保護児童の相談種別

(1) 一時保護施設内



(2) 児童養護施設等委託



3 年齢別受付件数

(1) 一時保護施設内（実人員）

		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合計
養護	虐待	6	121	31	12	170
	その他	11	54	50	22	137
障がい		0	0	0	0	0
非行		0	35	50	2	87
育成		0	3	10	1	14
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		17	213	141	37	408

(2) 児童養護施設等委託（実人員）

		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合計
養護	虐待	31	66	17	6	120
	その他	116	83	19	19	237
障がい		0	1	0	0	1
非行		0	1	7	0	8
育成		0	0	3	5	8
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		147	151	46	30	374

4 一時保護後の処遇

(1) 一時保護施設内（実人員）

		児童福祉施設入所	里親	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計
養護	虐待	2	3	1	1	123	36	166
	その他	3	0	0	0	89	43	135
障がい		0	0	0	0	0	0	0
非行		0	0	0	0	74	13	87
育成		0	0	0	0	9	6	15
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
合計		5	3	1	1	295	98	403

(2) 児童養護施設等委託（実人員）

		児童福祉施設入所	里親	他機関・他児相に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計
養護	虐待	8	1	6	0	60	41	116
	その他	13	2	18	0	120	74	227
障がい		0	0	0	0	1	0	1
非行		1	0	0	0	2	5	8
育成		1	1	0	0	1	4	7
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
合計		23	4	24	0	184	124	359

V 各種事業の状況

1 巡回相談

(1) 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

(2) 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

実施状況

	保育所 幼稚園		小学校		中学校		知的障がい		地区出張 相 談		心理相談日		計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
中央	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	5	5
倉吉	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
米子	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6	6
計	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0	12	12

2 在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導

在宅の重症心身障がい児（者）の家庭での療育指導を強化するために、専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

3 こども電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

(1) 相談種別

(件)

	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
中央	141	0	0	0	0	0	0	0	3	0	11	2	0	1	123	281
倉吉	47	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	1	10	64
米子	47	1	0	0	0	0	0	0	2	0	10	5	0	1	26	92
計	235	1	0	0	0	0	0	0	7	0	25	7	0	3	159	437

(2) 相談者別

(件)

	家族・親戚	本人	その他	計
中央	65	3	213	281
倉吉	19	9	36	64
米子	39	9	44	92
計	123	21	293	437

(3) 処理状況

(件)

	電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
中央	277	0	0	4	281
倉吉	63	0	0	1	64
米子	87	0	2	3	92
計	427	0	2	8	437

4 ヤングケアラー支援

鳥取県では、ヤングケアラーやその家族の方などに向けた相談や啓発に係る複数の事業を行っています。(44ページの鳥取県ヤングケアラー支援サイト参照)

児童相談所においては、令和4年4月から相談員を配置し、相談窓口を設置して相談を受け付けています。また、ヤングケアラーに関する研修講師の派遣もしています。

5 児童虐待防止対策事業

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

(1) 関係機関との連携

- ・関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

(2) 市町村との連携

- ・各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町村別に要対協の実務者会議において、市町村児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

(3) 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、保護者等が拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、弁護士の協力を得て適切な法的解決を図っています。

(4) 出前相談(虐待等に関する講演等)

地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

6 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない児童を、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の児童を養育することを希望する方で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、児童の里親委託などを行っています。

里親には「養育里親」「親族里親」「養子縁組里親」「専門里親」の4種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた児童に対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活する「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、都道府県の委託を受け、養育者の住居を利用して児童の養育を行うものです。家庭的な環境の下で、養育者の家庭を構成する一員として交流を行い、児童の自主性を尊重し自立を支援することを目的としています。

（1）里親登録状況

	R5 年度末登録数 (R6.3.31) a	年 度 内		R6 年度末登録数 (R7.3.31) a + b - c
		新規登録 b	登録解除 c	
養 育 里 親	89	3	4	88
専 門 里 親	11	1	2	10
親 族 里 親	9	0	1	8
養子縁組里親	34	3	3	34

（2）児童の里親委託状況

	R5 年度 末委 託児 童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									R6 年度 末委 託児 童数
		児童福祉施設	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
養 育 里 親	26	4	3	0	1	0	3	0	0	0	3	1	0	25
専 門 里 親	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
親 族 里 親	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	11
養子縁組里親	1	4	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4
合 計	45	8	3	1	1	2	2	0	0	3	3	1	2	43

(3) 委託児童年齢

	3歳未満	3～6歳	7歳以上	計
養育里親	0	7	18	25
専門里親	0	0	3	3
親族里親	0	1	10	11
養子縁組里親	2	2	0	4
合計	2	10	31	43

(4) 小規模住居型児童養護事業（ファミリーホーム）

事業所数	定員	年度末在籍人員
3	17	13

7 認定制度

鳥取県を含む「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の加盟県では、以下の認定制度を創設し、各県で児童虐待の防止に向けた機運の醸成を図っています。

(1) 児童虐待防止全力宣言企業

児童虐待防止に関する社員研修の実施、ポスターの掲示等の啓発活動の実施、児童虐待防止につながる地域での見守り活動等を行うことを宣言した企業を、「鳥取県児童虐待防止全力宣言企業」として認定します。

(2) 子ども見守りサポーター

「子ども見守りサポーター認定指定研修」や県政出前講座において、児童虐待防止に関する知識を習得した方に認定バッジを交付し、地域の中で児童虐待の未然防止・早期発見に向けた見守りやアドバイスを行っていただきます。

(3) ヤングサポーター

学校等の授業や講演会等で、児童虐待や体罰によらない子育てについての講義・講話を受講したり、児童虐待防止の啓発活動に積極的に参加した学生・生徒に認定バッジを交付し、友達からの相談に対して対応機関を案内したり、講義で学んだ児童虐待防止の知識を友達などに広げていただきます。

8 その他の事業

(1) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目的〕近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図るとともに、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕(1) 保護者等 児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等、子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている方。

(2) 児童 前項の保護者等が監護する児童。

〔実 績〕

	回数	実人員	延人員
① とり〇（まる）子育て個別講座	10	2	10
② ちはっさく個別講座	6	4	8
③ ちはっさく PTA 向け講座	2	91	91
④ ちはっさく里親向け講座	1	3	3
⑤ ちはっさく里親・里親支援専門相談員向け講座	1	11	11
⑥ペアレントサポートプログラム講座	4	2	8
⑦ とり〇（まる）子育てフォローアップグループ	2	2	2
⑧ 児童養護施設セカンドステップ	1	3	3
⑨ セカンドステップ小学校向け講座	10	37	358
⑩ コンカレントプログラム	0	0	0
⑪ 一時保護児童被害予防心理教育	5	5	5
⑫ 性問題行動治療教育個別プログラム	4	1	4

※⑩コンカレントプログラムは適当と認められる候補者がおらず、開催していない。

（２）虐待を受けた子どもへの支援事業＜通称ボンジュール＞（倉吉児童相談所）

〔目 的〕虐待あるいは不適切な養育を受けたことにより、社会不適応を起こしている子どもに対して、子ども自身が暴力に頼らない問題解決方法を学び、子どもを支援する側も暴力を用いない方法を学ぶことで、子どもが安心し、家庭や学校、施設で適応して生活できることを目的としています。

〔対象者〕継続指導、児童福祉司指導、施設入所中の子どもとその支援者・保護者

〔実 績〕

◎子ども支援：児童養護施設に入所中の低学年の子どもを対象に、セカンドステップ（円滑な人間関係や、社会への適応力を体験的に学び、身につけていく教育的プログラム）等のソーシャルスキルトレーニングの実施。

種別	人数	備 考
児童	1 名	個別に実施

◎支援者・保護者支援：とり〇子育て～「親子関係がよくなる言葉かけ」（子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム）等を実施。

種別	参加人数	備 考（主な対象者等）
保護者	2 名	個別に実施
里親	2 名	倉吉児童相談所
保護者、教員	30 名	関金保育園人権講演会
保護者、教員	50 名	久米小学校 PTA 研修
保護者、教員	140 名	羽合小学校 PTA 研修

（３）養育者が子どもに肯定的な関わりをするためのグループ研修（米子児童相談所）

〔目的・対象〕

虐待あるいは不適切な養育をしている保護者に対し、個別にペアレントトレーニングを実施して、養育行動の変容と親子関係改善を図っていますが、児童相談所の虐待対応件数が年々増加するなかで、緊急に介入が必要になる前の段階で虐待の未然防止に取り組む重要性が指摘されています。

そこで、保育園や学校に通う子どもの保護者を対象に、保護者会等の機会を捉え、子どもへのよりよい関わり方を学ぶ研修を実施しています。

また、施設職員が共通の理解のもとに一貫した対応をすることで、施設に入所している子どもが健全に成長できるよう、施設職員にも同様の研修を行っています。近年は、教職員向けの研修としても広がりを見せています。

〔方 法〕

ちはっさく（ほめ方、叱り方を練習し、怒鳴らない育児に近づくためのプログラム）

〔実 績〕

種別	参加人数	主な対象者
教員	10 名	特別支援学校人権教育主任研修
保護者・保育士	60 名	境港市立わたり保育園保護者研修
保護者・保育士	50 名	境港市立あがりみち保育園保護者研修
教員	30 名	鳥取大学附属特別支援学校教員研修
施設職員	10 名	児童養護施設みその天使園新任職員研修（3 回シリーズ）
施設職員	30 名	皆成学園（知的障害児入所施設）職員研修
保護者・教員	60 名	南部町立西伯小学校 PTA 研修
保護者・教員	30 名	米子市立尚徳中学校 PTA 研修
保護者・教員	30 名	日南町就学児健診における家庭教育講演会
保護者・教員	30 名	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 PTA 研修
施設職員	40 名	児童養護施設みその天使園職員全体研修

（４）児童相談所職員研修

ア 新規採用職員及び新任職員研修（各児相で実施）

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に、主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針、権利擁護や倫理規定等についての研修を行っています。

イ その他職員研修

- ・とり〇（まる）子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座（中央児童相談所）
- ・アドボカシー・意見聴取・権利ノート活用に係る研修（倉吉児童相談所）
- ・必要なスキルについての所内研修（米子児童相談所）

VI 統計資料

1 経路別相談受付件数

相談区分			都道府県				市町村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
			児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
児童相談	男	中央	5	0	0	1	1	0	0	91	4	16	0	1	0	121	1	0	3	0	20	8	3	0	186	28	7	35	531
		倉吉	12	19	0	0	20	0	0	13	2	1	0	0	0	30	2	0	3	0	13	3	1	3	105	19	6	2	254
		米子	8	61	0	3	24	0	0	10	8	9	0	1	0	54	1	0	6	0	18	1	3	0	186	37	20	13	463
		計	25	80	0	4	45	0	0	114	14	26	0	2	0	205	4	0	12	0	51	12	7	3	477	84	33	50	1248
	女	中央	5	0	0	0	4	0	0	53	1	10	0	2	2	71	4	0	3	0	36	1	0	0	132	23	2	31	380
		倉吉	6	15	0	2	19	0	0	16	0	0	0	2	1	29	1	0	2	0	19	2	1	1	48	21	10	4	199
		米子	19	37	0	1	22	0	0	10	1	8	0	3	0	38	0	0	5	0	21	1	0	0	133	28	21	9	357
		計	30	52	0	3	45	0	0	79	2	18	0	7	3	138	5	0	10	0	76	4	1	1	313	72	33	44	936
	性別不詳	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	3	12
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	3	12
中央			10	0	0	1	5	0	0	144	5	26	0	3	2	192	5	0	7	0	56	9	3	0	318	59	9	69	923
倉吉			18	34	0	2	39	0	0	29	2	1	0	2	1	59	3	0	5	0	32	5	2	4	153	40	16	6	453
米子			27	98	0	4	46	0	0	20	9	17	0	4	0	92	1	0	11	0	39	2	3	0	319	65	41	22	820
計			55	132	0	7	90	0	0	193	16	44	0	9	3	343	9	0	23	0	127	16	8	4	790	164	66	97	2,196

2 年齢区分別・相談受付件数

			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18歳 以上	年 齢 不 詳	合 計
養 護	児 童 虐 待	中央	0	2	3	3	2	5	0	8	2	1	6	4	4	6	5	4	1	0	0	0	56
		倉吉	0	1	0	3	1	4	2	5	2	6	5	5	4	1	3	1	1	2	0	0	46
		米子	3	1	2	4	2	4	2	5	5	4	11	6	8	9	2	3	1	1	0	0	73
		計	3	4	5	10	5	13	4	18	9	11	22	15	16	16	10	8	3	3	0	0	175
	そ の 他	中央	22	23	24	28	19	24	22	22	19	32	26	17	12	17	21	21	21	14	0	0	384
		倉吉	17	13	14	19	8	16	12	13	16	22	9	15	19	6	12	6	9	9	9	0	244
		米子	38	11	31	14	21	22	15	16	19	20	19	16	19	12	18	6	10	26	0	0	333
		計	77	47	69	61	48	62	49	51	54	74	54	48	50	35	51	33	40	49	9	0	961
保 健	中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	倉 吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障 が い	肢 体 不 自 由	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	視 聴 覚 障 が い	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	言 語 発 達 障 が い	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重 症 心 身 障 が い	中央	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
		計	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	8
	知 的 障 が い	中央	0	0	3	13	10	20	19	22	18	7	16	5	3	7	18	14	15	24	0	0	214
		倉吉	0	0	0	4	5	4	7	3	12	8	3	6	4	2	4	7	21	4	7	0	101
		米子	1	0	4	7	17	30	20	19	10	17	4	8	12	20	18	12	28	16	2	0	245
		計	1	0	7	24	32	54	46	44	40	32	23	19	19	29	40	33	64	44	9	0	560
	発 達 障 が い	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	年 齢 不 詳	合 計
非 行	＜犯行為＞	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	6	2	0	0	0	14
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	4	2	1	0	0	12
		米子	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	5	4	4	0	0	0	0	19
		計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	6	7	8	14	4	1	0	0	45
	触法行為	中央	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	5	1	0	0	0	0	0	12
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
		米子	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	6	6	4	0	0	0	0	0	20
		計	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	2	9	11	5	0	0	0	2	0	35
育 成	性格行動	中央	0	1	0	0	0	0	2	1	3	3	5	6	6	2	2	4	1	0	0	36
		倉吉	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3	1	4	1	2	4	0	2	0	0	20
		米子	0	0	0	0	0	0	1	3	5	6	4	6	7	3	2	2	1	0	0	40
		計	0	1	0	0	0	1	3	6	8	12	10	16	14	7	8	6	4	0	0	96
	不登校	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
		倉吉	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
		米子	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4	0	1	1	0	0	0	0	8
		計	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	5	0	2	2	1	0	0	0	14
	適性	中央	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	0	5	2	4	2	1	2	0	0	22
		倉吉	0	0	0	0	0	2	0	1	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8
		米子	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	6
		計	0	0	0	0	2	3	3	0	1	3	3	6	2	5	3	3	2	0	0	36
	育児・しつけ	中央	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		倉吉	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		米子	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	0	0	0	2	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
そ の 他	中央	6	6	9	4	11	9	9	5	2	5	3	5	8	4	6	7	15	10	0	1	125
	倉吉	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	1	1	0	0	3	0	13
	米子	3	0	3	0	2	1	1	0	2	1	1	2	0	0	6	1	2	2	0	0	27
	計	9	6	13	5	13	10	10	6	4	7	5	9	9	4	13	9	17	12	3	1	165
中 央		28	32	40	49	44	60	52	60	42	49	56	43	41	49	58	59	61	52	0	1	876
倉 吉		17	14	15	28	14	27	23	22	33	40	24	29	33	12	24	25	34	18	21	0	453
米 子		45	13	41	25	43	58	39	44	40	47	45	41	58	60	58	29	43	48	2	0	779
計		90	59	96	102	101	145	114	126	115	136	125	113	132	121	140	113	138	118	23	1	2,108

3 相談処理件数

相談区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所の送致27条の1の4	障害児施設等への利用契約	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	家庭裁判所の送致27条の3	通所						
養護	児童虐待	中央	33	19	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	57
		倉吉	16	27	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	47
		米子	13	60	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	2	83
		計	62	106	0	5	0	0	0	0	0	10	0	0	0	2	0	0	2	187
	その他	中央	293	51	4	6	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	0	0	12	382
		倉吉	182	20	8	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	5	0	0	6	224
		米子	178	53	4	1	0	2	0	0	0	17	0	0	0	6	0	0	21	282
		計	653	124	16	8	0	2	0	0	0	32	0	0	0	14	0	0	39	888
保健	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障がい	肢体不自由	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚障がい	中央	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	言語発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	知的障がい	中央	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	222
		倉吉	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103
		米子	253	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	253
		計	577	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	578
	発達障がい	中央	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

相談区分			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所の送致 27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計
			助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	家庭裁判所の送致 27条の3	通所						
非行	ぐ犯行為	中央	8	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
		倉吉	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		米子	7	5	0	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	22
		計	19	13	0	9	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	44
	触法行為	中央	2	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
		米子	3	7	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1	19
		計	5	7	0	8	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	1	0	3	34
育成	性格行動	中央	22	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
		倉吉	12	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
		米子	25	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
		計	59	33	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93
	不登校	中央	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		倉吉	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		米子	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		計	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
	適性	中央	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
		倉吉	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		米子	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		計	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	しつけ	中央	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		倉吉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		米子	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
その他	中央		147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	159
	倉吉		10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	13
	米子		37	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	46
	計		194	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	218
中 央			756	86	4	13	0	0	0	0	0	5	18	0	1	0	3	0	5	24	915
倉 吉			338	59	9	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	6	0	0	11	430
米 子			531	143	4	14	0	2	0	0	0	4	22	1	0	0	7	3	6	32	768
計			1,625	288	17	30	0	2	0	0	0	10	43	1	1	0	16	3	11	67	2,113

4 児童虐待相談状況（処理件数）

（１）虐待相談件数推移

（件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中央	34	35	27	48	71	37	52	45	28	57
倉吉	12	2	7	10	18	16	16	27	74	47
米子	41	47	42	22	21	56	67	76	111	83
計	87	84	76	80	110	109	135	148	213	187

（２）虐待経路別相談件数

（件）

		市・中核市	都道府県・指定都市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等	里親	児童委員（通告の仲介を含む）
令和6年度	中央	0	3	2	0	0	0	29	0	0	14	0	0
	倉吉	2	1	1	0	0	0	24	0	2	7	1	0
	米子	0	10	5	0	0	0	29	0	3	12	0	0
	計	2	14	8	0	0	0	82	0	5	33	1	0
前年度		9	22	12	2	0	0	72	0	4	37	0	0
増減数		△ 7	△ 8	△ 4	△ 2	0	0	10	0	1	△ 4	1	0
		家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他		
		虐待者本人			虐待者以外								
		父親	母親	その他	父親	母親	その他						
令和6年度	中央	0	4	0	0	0	0	2	0	0	2	1	
	倉吉	0	1	0	0	0	2	0	2	0	3	1	
	米子	3	6	0	0	0	3	0	2	2	5	3	
	計	3	11	0	0	0	5	2	4	2	10	5	
前年度		4	8	0	0	0	12	4	1	14	8	4	
増減数		△ 1	3	0	0	0	△ 7	△ 2	3	△ 12	2	1	

(3) 虐待の内容別相談件数 (件)

		総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
令和6年度	中央	57	21	7	0	29
	倉吉	47	10	8	0	29
	米子	83	26	2	0	55
	計	187	57	17	0	113
前年度		213	68	31	4	110
増減数		△ 26	△ 11	△ 14	△ 4	3

(4) 主たる虐待者 (件)

		総数	父		母		その他
			実父	実父以外	実母	実母以外	
令和6年度	中央	57	31	3	23	0	0
	倉吉	47	16	2	26	0	3
	米子	83	37	7	38	1	0
	計	187	84	12	87	1	3
前年度		213	94	24	82	3	10
増減数		△ 26	△ 10	△ 12	5	△ 2	△ 7

(5) 被虐待児童の年齢構成 (件)

		総数	3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
令和6年度	中央	57	5	11	25	15	1
	倉吉	47	1	10	28	5	3
	米子	83	7	14	40	19	3
	計	187	13	35	93	39	7
前年度		213	17	55	96	35	10
増減数		△ 26	△ 4	△ 20	△ 3	4	△ 3

(6) 虐待相談の処理種類別内訳 (件)

		総数	施設入所	里親委託	面接指導	その他
令和6年度	中央	57	5	0	52	0
	倉吉	47	1	1	43	2
	米子	83	4	1	73	5
	計	187	10	2	168	7
前年度		213	17	1	182	13
増減数		△ 26	△ 7	1	△ 14	△ 6

5 調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況

		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	2,681	20	0	0	152	89	148	119	366	0	0	323	0	0
	倉吉	1,597	34	0	0	64	31	71	49	182	0	0	141	0	0
	米子	1,695	14	0	0	157	87	97	61	298	0	0	672	0	0
	計	5,973	68	0	0	373	207	316	229	846	0	0	1,136	0	0
保護者	中央	6,413	16	0	0	0	0	0	10	125	0	0	30	0	0
	倉吉	3,533	37	0	0	0	0	0	0	142	0	0	39	0	0
	米子	3,390	8	0	0	1	0	1	13	247	0	0	164	0	0
	計	13,336	61	0	0	1	0	1	23	514	0	0	233	0	0
その他	中央	12,888	6	0	1	0	0	0	0	11	2	0	9	0	0
	倉吉	5,514	5	0	0	0	0	0	0	43	1	0	10	0	0
	米子	10,814	0	0	8	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0
	計	29,216	11	0	9	0	0	0	0	124	3	0	19	0	0
計	中央	21,982	42	0	1	152	89	148	129	502	2	0	362	0	0
	倉吉	10,644	76	0	0	64	31	71	49	367	1	0	190	0	0
	米子	15,899	22	0	8	158	87	98	74	615	0	0	836	0	0
	計	48,525	140	0	9	374	207	317	252	1,484	3	0	1,388	0	0

6 一時保護状況

(1) 一時保護児童数

	実 人 員						延 日 数					
	養護	障がい	非行	育成	その他	計	養護	障がい	非行	育成	その他	計
中央	80	0	65	4	0	149	683	0	160	24	0	867
倉吉	79	0	3	4	0	86	437	0	10	10	0	457
米子	142	0	19	7	0	168	1516	0	274	120	0	1910
計	301	0	87	15	0	403	2,636	0	444	154	0	3,234

(2) 一時保護委託児童数

	実 人 員					延 日 数				
	警察	施設	里親	その他	計	警察	施設	里親	その他	計
中央	0	67	35	4	106	0	1,674	157	35	1,866
倉吉	0	76	13	0	89	0	600	241	0	841
米子	0	68	93	3	164	0	1422	673	90	2185
計	0	211	141	7	359	0	3,696	1,071	125	4,892

7 児童福祉施設等入退所状況

施 設 名		入所定員 (R6.4.1)	入所児童数 (R7.3.31)	入 所				退 所			
				中央	倉吉	米子	計	中央	倉吉	米子	計
県 内 施 設	鳥 取 こ ど も 学 園 乳 児 部	15	3	1	0	0	1	7	2	1	10
	米 子 聖 園 ベ ビ ー ホ ー ム	20	14	0	0	7	7	0	1	9	10
	鳥 取 こ ど も 学 園	54	43	8	0	0	8	5	1	0	6
	青 谷 こ ど も 学 園	30	24	1	0	2	3	5	0	1	6
	因 伯 子 供 学 園	36	23	4	3	0	7	6	1	1	8
	光 徳 子 供 学 園	30	13	0	0	4	4	0	0	0	0
	米 子 聖 園 天 使 園	42	34	0	0	5	5	0	0	8	8
	松 の 聖 母 あ す な ろ 園	14	6	1	0	0	1	1	0	0	1
	県 立 皆 成 学 園	45	18	0	0	1	1	0	0	1	1
	県立総合療育センター (肢 体 不 自 由 児)	25	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	県立総合療育センター (重 症 心 身 障 が い 児)	25	7	0	0	1	1	0	0	0	0
	県 立 喜 多 原 学 園	36	7	2	0	2	4	2	2	3	7
	独立行政法人国立病院機構 鳥 取 医 療 セ ン タ ー	160	4	2	0	0	2	1	0	0	1
	鳥取こども学園希望館	入所	30	1	0	0	1	1	0	1	2
		通所	15	1	0	0	1	0	0	0	0
	里親委託・ファミリーホーム		58	3	5	7	15	5	3	6	14
県 外 施 設			3	0	0	0	0	0	0	2	2
計		577	277	24	8	29	61	33	10	34	77

Ⅶ その他資料

1 県内児童福祉施設等一覧

施設		電話番号	郵便番号	所在地
種別	名称			
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3212	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母あすなろ園	0857-30-7716	689-0201	鳥取市伏野 1558-12
	県立皆成学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援センター	鳥取市立若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西 1-516
	米子市立あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町 330-3
医療型障がい児入所施設	県立総合療育センター	0859-38-2155	683-0004	米子市上福原 7-13-3
医療型児童発達支援センター	県立総合療育センター (通園部)	0859-38-2173	683-0004	米子市上福原 7-13-3
	県立鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津 730
	県立中部療育園	0858-27-0781	682-0021	倉吉市上井 503-1
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	県立喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津 876
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町 3-417
	はればれ	0857-30-7533	680-0041	鳥取市掛出町 5-2
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1
	マザーズパーム	0859-53-5511	689-3333	西伯郡大山町唐王 689
	伊藤	090-1189-1369	683-0853	米子市両三柳 3053-7

2 障がい児（者）のための各種制度案内

平成18年10月より、障がい児施設は、措置から契約方式に変わりました。

ここに紹介するのは制度概要です。制度によっては所得等による支給制限や一部負担などがあります。制度の詳細及び手続きについては、各相談窓口でおたずねください。

（１）手帳

①身体障害者手帳

申請に基づいて、手帳の交付を受けることにより、身体障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けることができるとともに、各種の援護措置の利用が可能になります。（各種の援護を受けるためには、原則として手帳の所持が必要です。）

障がい程度・・・等級 1～6級

種類・・・視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がい

②療育手帳

知的障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、手帳が交付されます。

障がい程度・・・A（最重度・重度） B（中度・軽度）

ただし、中度であっても身体障害者手帳1～3級所持者はAとなります。

（２）手当・年金

①特別児童扶養手当

概ね、身体障害者手帳3級以上又は身体や知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に対して、手当が支給されます。（月額 1級 55,350円 2級 36,860円）

②障害児福祉手当

20歳未満であり、政令で定める程度の重度の状態にあるため、日常生活における常時の介護を必要とする在宅の方に手当が支給されます。（月額 15,690円）

③心身障害者扶養共済

心身障がい児（者）を扶養している方が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり、重度障がい者になった場合に、残された本人に終身給付金が支給されます。

（３）医療

①自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童又は現存する疾患があり、これを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童に対し、確実な治療効果が期待できる場合に、その必要な医療を給付します。（例：口唇口蓋裂手術、人工透析等）

②特別医療費助成

心身に重度の障がいのある方が医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。

（４）「自閉症・発達障がいのある方」の相談窓口

鳥取県立皆成学園内に、自閉症等発達障がいに係る支援等を専門的に行う「『エール』鳥取県発達障がい者支援センター」を開設しています。自閉症・発達障がいに関する療育・就労等の支援や相談を行うとともに、関係機関等に対する支援技術等の普及啓発及び研修などを行っています。

電話：0858-22-7208 F A X：0858-22-7209

(5) 身体障がい児（者）の主な援護制度一覧

制 度	相 談 窓 口	備 考
身体障害者手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課	40ページ参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	//
障害児福祉手当	//	//
特別障害者手当	//	重度の障がいのため日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給される。
育成医療給付制度	保健所（県民福祉局内）	障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受ける場合
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方及び3級又は4級の身体障害者手帳を所持し、知能指数が概ね50以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	身体障害者手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	身体障害者手帳提示
NHK放送受信料の減免	NHK各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT番号案内の無料	NTT各支店	身体障害者手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
郵便料の減免	郵便局	
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	身体障害者手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	//
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	//	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
事業税の非課税	県税事務所	重度の視覚障がい者があんま、はり等の事業を行う場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある者等が自動車を所有（取得）する場合
補装具の交付及び修理	市福祉事務所、町村福祉担当課	身体障害者手帳を所持する方が対象
日常生活用具の給付及び貸与	//	在宅の重度障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）	//	障害者総合支援法等の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
居宅介護（ホームヘルプ）	//	
短期入所（ショートステイ）	//	
障害者住宅改良助成事業	//	身体に障がいのある方の世帯が対象。市町村によって対象となる程度や助成額などが異なります。

(6) 知的障がい児（者）の主な援護制度一覧

制 度	相 談 窓 口	備 考
療育手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課、	40ページ参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	//
障害児福祉手当	//	//
特別障害者手当	//	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給されます。
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	重度の知的障がい者として判定を受けられた方、3級又は4級の身体障害者手帳を所持し、かつ知能指数が概ね50以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	療育手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	療育手帳提示
NHK放送受信料の減免	NHK各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT番号案内の無料	NTT各支店	療育手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	療育手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	//
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	//	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある障がい者又はその方と生計を一にする方が自動車を所有（取得）する場合
日常生活用具の給付及び貸与	市福祉事務所、町村福祉担当課	重度障がいのある在宅の方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）	//	障害者総合支援法の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
居宅介護（ホームヘルプ）	//	
短期入所（ショートステイ）	//	
障害者住宅改良助成事業	//	療育手帳をお持ちの方が属する世帯が対象。市町村によって対象となる程度や助成額などが異なります。

Ⅷ 各種相談窓口のご案内

児 童 相 談 所

18歳未満の児童に関することは、どなたからでも専門の職員が相談をお受けします。

●相談方法 来所、電話、メール、手紙など様々な方法でお受けしています。
(詳しくお話を伺う必要がある場合、継続した相談を希望する場合は、来所相談や電話相談をお願いします。)

●受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分
(年末・年始、祝祭日を除く)
ただし、児童虐待等緊急を要する相談は土日・祝祭日や夜間でも対応しています。

●相談内容の秘密は固く守ります。

●相談や検査はすべて無料です。

【連絡先】

福祉相談センター 〒680-0901 鳥取市江津 318-1
(中央児童相談所) TEL: 0857-23-1031 FAX: 0857-21-3025
メール: fukushisodan@pref.tottori.lg.jp

倉吉児童相談所 〒682-0881 倉吉市宮川町 2-36
TEL: 0858-23-1141 FAX: 0858-23-6367
メール: kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp

米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町 4-50
TEL: 0859-33-1471 FAX: 0859-23-0621
メール: yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp

こども電話相談

児童相談員が子どもさんの悩みや子どもさんに関する相談を、専門ダイヤルにてお受けしています。お気軽に御利用ください。

●受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時00分
(年末・年始、祝祭日を除く)

福祉相談センター TEL: 0857-29-5460
(中央児童相談所)

倉吉児童相談所 TEL: 0858-22-4152

米子児童相談所 TEL: 0859-33-2020

ヤングケアラー相談窓口

- 受付時間 平日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時30分
※上記以外の時間帯は、いじめ110番（TEL：0857-28-8718）
にて受け付けています。（県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター）

福祉相談センター TEL：0857-29-5460
（中央児童相談所）

倉吉児童相談所 TEL：0858-22-4152

米子児童相談所 TEL：0859-33-2020

- 鳥取県ヤングケアラー支援サイト：<https://www.pref.tottori.lg.jp/yc/>





2025

児 童 相 談 所 業 務 概 要

令和7年10月

編集・発行 鳥取県福祉相談センター
(鳥取県中央児童相談所)
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所